

第102回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和3年3月2日(火曜日)

出席議員 (13名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
			8番	岡 本 義 次
	9番	金 谷 英 志	10番	山 本 幹 雄
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	石 堂 基
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	中石嘉勝	書記	大上千佳
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	藤木卓
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	大永和重
	住民課長	山田裕彦	健康福祉課長	福本秀基
	高年介護課長	長峰忠夫	農林振興課長	松阪鉄矢
	農林振興課特命参事	衣笠俊博	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	竹内秀夫
	三日月支所長	服部吉純	会計課長	尾崎基彦
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	安東文裕
欠席者 (1名)	代表監査委員	檜本忠美		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 施政方針について
- 日程第 5. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度佐用町一般会計補正予算（第 8 号・R3.2.10 専決第 1 号））
- 日程第 6. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険条例等の一部を改正する条例（R3.2.12 専決第 2 号））
- 日程第 7. 議案第 62 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 9. 議案第 2 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 10. 議案第 3 号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 11. 議案第 4 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第 12. 議案第 5 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 13. 議案第 6 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
- 日程第 14. 議案第 7 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について
- 日程第 15. 議案第 8 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び味わいの里三日月の指定管理者の指定について
- 日程第 16. 議案第 9 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17. 議案第 10 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 18. 議案第 11 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 19. 議案第 12 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 20. 議案第 13 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第 21. 議案第 14 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
- 日程第 22. 議案第 15 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
- 日程第 23. 議案第 16 号 養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定について
- 日程第 24. 議案第 17 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山小学校プール跡地）
- 日程第 25. 議案第 18 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校プール跡地）
- 日程第 26. 議案第 19 号 町有財産の無償貸付けについて（上月中学校運動場横用地）
- 日程第 27. 議案第 20 号 町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）
- 日程第 28. 議案第 21 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）
- 日程第 29. 議案第 22 号 町有財産の無償貸付けについて（旧木村邸建物及び敷地）
- 日程第 30. 議案第 23 号 工事請負契約の変更について（三日月支所庁舎大規模改造工事）
- 日程第 31. 議案第 24 号 第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定について
- 日程第 32. 議案第 25 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 33. 議案第 26 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34. 議案第 27 号 佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35. 議案第 28 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36. 議案第 29 号 佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について

- 日程第 37. 議案第 30 号 佐用町三日月地域交流センター条例の制定について
- 日程第 38. 議案第 31 号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 39. 議案第 32 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 40. 議案第 33 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 41. 議案第 34 号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 42. 議案第 35 号 佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 43. 議案第 36 号 令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）について
- 日程第 44. 議案第 37 号 令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 45. 議案第 38 号 令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 46. 議案第 39 号 令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 47. 議案第 40 号 令和 2 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 48. 議案第 41 号 令和 2 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 49. 議案第 42 号 令和 2 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 50. 議案第 43 号 令和 2 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 51. 議案第 44 号 令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 52. 議案第 45 号 令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 53. 議案第 46 号 令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）について
- 日程第 54. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 55. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について
- 日程第 56. 議案第 49 号 令和 3 年度佐用町一般会計予算案について
- 日程第 57. 議案第 50 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
- 日程第 58. 議案第 51 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
- 日程第 59. 議案第 52 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 60. 議案第 53 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
- 日程第 61. 議案第 54 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 62. 議案第 55 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 63. 議案第 56 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
- 日程第 64. 議案第 57 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
- 日程第 65. 議案第 58 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
- 日程第 66. 議案第 59 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について
- 日程第 67. 議案第 60 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
- 日程第 68. 議案第 61 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について
- 日程第 69. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 70. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

午前 09 時 30 分 開会

議長（石堂 基君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに、第 102 回佐用町議会議定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆様にはおそろいでご参集賜り、誠にありがとうございます。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

昨日、未明から降り出しました雨、明け方近くには、強い風とともに、雨脚も強くなってまいりました。全国的には、今日 1 日、春の嵐を予報されています。それと同時に、季節が 3 月、緊急事態宣言が、先頃、関西圏では解除されました。時期を同じくして暖かく、そしてまた、いろいろな事業が計画される時期であります。

感染症に至っては、解除後の自粛のリバウンド、これらが一部では大きく心配をされています。今一度防止対策等、私も再確認をしながら、この時期を、そしてまた、この 3 月定例会の時期を健やかに乗り越えたいと思っております。どうか、議場へお集まりの皆さんも、改めて確認をいただき、健康で元気に、この 3 月定例会の最終日を迎えられるように、ぜひお願いしたいと思っております。

今期定例会において、本日付議されます案件は、専決処分の承認 2 件をはじめ、令和 3 年度各会計予算案 13 件、条例の一部改正などの議案 36 件、令和 2 年度各会計補正予算案議案 13 件の計 64 件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切なる結論が得られますように、お願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきますが、私、私事ではありますが、病気治療のために着帽したまま議事の進行に当たらせていただきますことを、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは、町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今、議長、御挨拶のように、今日は、春の雨、暖かい雨、かなりまとまった雨が降っております。令和 2 年度も、いよいよこの 3 月ひと月となりました。コロナによる緊急事態宣言、2 月末で一応、この関西圏、兵庫県のほうに発令されておりました緊急事態宣言も解除という形になりました。

ただ、まだまだ、気を抜けない状態が続いております。

コロナのワクチンの接種につきましても、医療従事者を、まず、優先しながらということで、一部、接種が始まっており、佐用町におきましても、高齢者の方の接種を 4 月からという国の方針の下、その接種の準備に、今、取り組んでおりますが、ご案内のように、ワクチンそのものが、なかなか十分に確保、計画どおりできないというような状況であり、これも 4 月が、連休明け、5 月にずれ込むのではないかなというふうに感じております。

そういう状況でありますので、まだまだ、しばらく十分感染対策をしながら、そうした感染者が出ないようにしながら、また、いろいろな、これ 3 月、また、新年度、行事が重なっております。そうした活動に取り組んでまいりたいと思っております。

本定例会、例年どおり令和 3 年度、新年度の各会計の予算案をはじめ、条例の改正。また、今後、途中、人事案件も追加で出ささせていただきたいなというふうになっております。そういうふうに、たくさんの案件を上程をさせていただき、ご審議を賜りたいと思っております。

感染予防を徹底しながらということで、非常に気を遣いながらの議会になるわけであり

ますけれども、十分、ご審議をいただきまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。3月議会冒頭、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（石堂 基君） ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第102回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、及び代表監査委員であります。本代表監査委員より欠席の届出があり受理しておりますので報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（石堂 基君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。6番、廣利一志議員。8番、岡本義次議員。

以上の両議員をお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（石堂 基君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月2日から3月24日までの23日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月2日から3月24日までの23日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第3、行政報告に入りますが、報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

日程第4．施政方針について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第4、施政方針に入ります。

町長から施政方針の説明を受けます。庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、本定例会において、令和3年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いをするに当たりまして、町政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきます。

まず、初めに、本町は、平成17年10月に、合併に伴う町政の歴史的改革や、平成21年台風第9号災害からの創造的復興など、町史に残る大きな出来事を体験し、議会をはじめ、町民の皆様と共に、これを乗り越え、将来を見据えた計画的な行財政改革のもと、安定した財政基盤の確立に努めてまいりました。

しかしながら、現在、私たちは新型コロナウイルスという国難に直面をしております。新型コロナウイルスとの戦いは、令和2年の春から約1年余りと長期化をしており、ワクチンの接種も医療従事者を中心に、今、始まり、来月には、高齢者を対象とした接種に向けて、町としても準備を進めているところでございますが、コロナ禍が当面続くことを前提として、新しい生活様式を実践しながら、地域経済の活性化や、事業者等への支援の充実をはじめ、ポストコロナ社会を見据えた地域づくりなどにも対応をしていく必要がございます。

こうした新型コロナウイルスに伴う様々な課題などに対しまして、これを災害として捉え、これまでの経験を生かして、町民の皆さんと一体となったまちづくり・ひとづくりに全力で取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様方のご理解とご支援を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本町では、平成29年度からスタートした、佐用町第2次総合計画に基づき、「絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷」をテーマに町政運営に取り組んでまいりましたが、令和3年度末で、はや5年間の前期基本計画の期間が満了いたします。来る新年度において、令和4年度からの5年間の計画期間とする後期基本計画を策定をし中長期的な視点に立って、引き続き切れ目のない町政運営に取り組んでまいります。

令和3年度におきましても、安定した財政運営を基盤に、将来を展望しながら、一つ一つの課題に真摯に向き合い、町民の皆様が安全に安心して住みやすい町を目指して、誠心誠意、取り組んでまいる所存でございます。

それでは、まず、本町を取り巻く状況でございますが、本町の住民基本台帳人口は、昨年12月末現在で1万6,283人、1年間で345人減少し、高齢化比率は、同年9月末現在で前年より0.9%上昇し、41.1%となり、年少人口比率は9.0%となっております。最新の社人研推計によりますと、本町人口は、2,040年に1万人を下回ると発表をされております。

地方交付税は、国の総額ベースで17兆4,000億円、前年度比約5.1%の増であります。本町では、合併特例措置が令和2年度に終了し、令和3年度からは一本算定に移行することや、2020年国勢調査による人口減少を見込んで、令和2年度実績ベースで対前年度比0.4%、約2,000万円の増額にとどまっております。

日本経済においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れや、それに伴う税財源の大幅な減少が懸念されているところから、本町においてもその影響を大きく受けることは必至であります。

このような状況にあっても、本町といたしましては、住民の皆様が将来にわたり安心・安全に暮らし、子育てし、次代を担う若い世代へ町を引き継いで行けるよう、昨年同様、1つ目に、安全で安心して暮らせるまちづくり。2つ目に、将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境の充実。3つ目に、産業と観光の振興を3本の柱として、新年度予算を編成し、将来を見据えた町政運営に着実に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、令和3年度の町政運営についての基本方針を、先の3つの柱ごとに申し上げさせていただきます。

まず、第1の柱であります。安全で安心して暮らせるまちづくりについて、申し上げます。

私は、行政の目的は、総合的な住民福祉の向上にあるという思いをもとに、今日まで町運営に当たってまいりましたが、引き続いて、住民が安全・安心に暮らせる町を目指し、福祉や防災など各分野において、事業の充実を進めてまいります。

道路・橋梁の改良及び下水道施設の統合などインフラの長寿命化・効率化を進め、効率よく将来にわたって安心して暮らせる町の生活基盤づくりにしっかりと取り組んでまいります。

また、三日月支所庁舎につきましては、令和2年度に三日月地域のコミュニティの拠点として再整備をいたしました。令和3年度には三日月文化センターの解体撤去及び跡地を駐車場として整備をいたします。

福祉の面では、高齢者福祉の推進、休日・夜間診療等の安定運営に向けた支援の促進、予防接種や検診の充実など福祉及び健康づくりの推進に取り組んでまいります。

また、平福地域福祉センターの空調設備・給湯設備・LED化など大規模改修を実施をし、デイサービスセンターの長寿命化を図ります。

防災の面では、西はりま消防と連携をし、救急・消防の機能向上を目指すとともに、町情報通信施設の更新を進め、災害情報等の提供のため、引き続き安定した通信環境を整えてまいります。

また、町民の皆様の一人一人が「わがこと意識」をもち自ら考え行動できるようにする自助の取組、地域における防災活動の中心となる人材育成などの共助の取組、消防力の強化や防災教育の充実などの公助の取組を推進し、地域防災力の向上にも引き続き取り組んでまいります。

次に、第2の柱であります。将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境の充実について、申し上げます。

教育の面では、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備が終了し、タブレット端末などを活用して、一人一人に応じた深い学びと、コロナ禍においても切れ目のない学習環境を整えてまいります。

また、佐用中学校の外壁及び屋根の防水改修工事を実施をし、学校施設の安全と長寿命化を図ってまいります。

中学校の規模適正化については、急速に人口減少が進む中ではありますが、現状を踏まえた中で、よりよい教育環境を模索をしながら、当面は現在の4中学校を維持し、それぞれ地域の学校として小・中連携や中・中連携など、特色ある教育活動に取り組んでまいります。

子育て支援においても、保育園における就学前教育・保育、小学生の学童保育の充実など、これまでの取り組みを継続するとともに、保育料無償化制度や医療費の助成事業をはじめ、子育てに関する保護者の経済的負担の軽減のための各種助成事業など、きめ細かな子育て支援の推進を図ってまいります。

次に、第3の柱であります。産業と観光の振興について申し上げます。

農業面では、引き続き地域特産物の定着や特産品の販売促進に取り組み、時代に即した地域農業と新しい農業経営を目指してまいります。

特に、令和2年度に経営統合した直売所の加工施設の集約化を図るため、施設の整備、基本構想を策定をいたします。

また、新たな農業の担い手を育成するために、平成28年度から実施をしてまいりました

佐用いきいき帰農塾を発展させて、味わいの里三日月の上段農地を活用して「さよう農の匠」養成塾実施事業に取り組んでまいります。

林業面では、令和元年度に創設された森林環境譲与税を活用し、造林事業や間伐事業などの既存事業の着実な取り組みに加えて、森林環境保全による林業の振興に積極的に取り組み、林業経営の確立と災害の軽減を図ってまいります。

商工業面では、引き続き商工会等関係団体との連携を深め、事業者にとって有効な支援施策の推進に取り組んでまいります。

また、事業継続・事業承継補助金を活用し、事業の継続や事業を継承するため、小規模事業者の支援に取り組んでまいります。

観光面では、本町の様々な資源を有効に活用して、入込客数の増加を図るため、地域産業の活性化、利神城跡の応急対策事業や旧木村邸の利活用事業に、引き続き、取り組んでまいります。

引き続きまして、第2次総合計画の基本計画の9つの節に沿った形で、令和3年度の主な施策の概要を申し上げます。

まず、第1節、佐用の産業と観光・交流を創造するについてを申し上げます。

農業では、地域の農地の保全、農業施設の長寿命化の活動を支援する多面的機能支払交付金事業の加入促進を図り、効果的な運営による事業展開を図るとともに、中山間地域等直接支払推進事業と合わせて、地域農業を守る施策を推進しております。

また、地域集積協力金事業、農業次世代人材投資事業、産地パワーアップ事業、農業の担い手確保事業など、多様な事業を継続して実施し、農地の集積化、営農の推進、就農支援、農地保全、担い手育成など、引き続き、幅広く農業振興に取り組んでまいります。

林業においては、令和3年度も引き続き航空レーザー測量に取り組み、この成果を活用して、様々な事業の基盤地図として活用を図るとともに、森林環境保全による林業の振興及び災害の軽減等に結びつく施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、引き続き、林内路網整備事業による林道・作業道の整備、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業による森林の健全育成の推進を図ってまいります。

地籍調査事業につきましては、7地区、約11平方キロを要望しており、令和3年度から西新宿地区の山林で、航空レーザー測量等を活用し、境界を確定するリモートセンシングに取り組んでまいります。

商工業振興の面では、中小企業者創業・第2創業支援事業及び中小企業者支援融資利子補給事業を継続して実施するとともに、小規模事業者の持続化及び次の世代への事業承継の推進を図るべく、事業継続及び事業承継を支援し、安定した地域経済の振興を目指してまいります。さらに、今年度初めて実施をいたしました、ビジネスプランコンテストについても、継続して、これを実施をしていくことを、検討して、町内外から将来性ある新たな起業者の発掘と本町創業支援に関する情報発信や有効なネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、引き続き商工関連団体との協力体制のもと、商工業の支援について、将来を見据えた施策の検討を進めてまいります。

観光面では、利神城跡の国指定を契機に、本町の歴史的遺産が観光や地域振興につながるよう取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、ひまわり祭りやサイクリングイベント、大観望会などの、これまでの人気の各種イベントを継続して実施をし、町をPRすることで入込客数の増加を図ってまいります。

次に、第2節の佐用ならではの「資産」に磨きをかけるということについて申し上げます。

再生可能エネルギーの有効活用と独自財源の確保として、中山や秀谷等の太陽光発電所の安定した運営を引き続き行い、売電収入の一部を子育て支援や林業振興に活用するなど、町独自財源の確保にも努めてまいります。

また、令和2年度から着工した旧木村邸等利活用事業については、令和3年度に町が実施する周辺外構工事、及び、民間事業者が実施する酒蔵跡改修工事が完成の運びとなる予定であります。施設の運営開始後においても官民連携をさらに推進をし、平福地域をはじめとした歴史的資源を活用して、さらなるにぎわいづくりを進めてまいります。

歴史的環境面では、利神城跡の国史跡指定に伴い策定をした保存活用計画に基づき、具体的な事業の実施に向け取り組んでまいります。なお、石垣及び山肌の崩落の進行を防ぐため、令和2年度に引き続き3カ年間の応急対策工事を実施をし、安全面での確保ができれば、限定的ではありますが一般公開に向けて取り組みも進めてまいります。

次に、第3節の佐用を担う人を育て自己実現を支えるという点について申し上げます。

教育環境の面では、令和2年度に、全ての小中学校において、1人1台タブレット端末や家庭と学校が繋がる通信環境の整備など、GIGAスクール構想におけるハード・ソフト・人材を一体とした事業が完了し、令和3年度からは、デジタル教科書の活用や臨時休業等の緊急時に、家庭でのオンライン学習も可能となりました。

教育環境の面では、令和2年度にGIGAスクール構想により、全ての小中学校において高速大容量ネットワークと、1人1台のタブレット端末を配備をいたしました。

令和3年度からは、これらICTを有効に活用し、子供たちの主体的な学びを促進するとともに、臨時休業におけるオンライン学習など、誰一人とり残すことのないよう学びの保障に努めてまいります。

また、県下でも先進的な取り組みとして、令和元年度から小学校に外国語教育指導員を配置しておりますが、引き続き外国語教育の積極的な推進を図ってまいります。

給食費の2分の1軽減、給食の質的向上事業、小中学校の副教材費相当額の助成事業等については、引き続きこれを実施をし、学力の向上や健康づくり及び保護者の教育費負担の軽減を図ってまいります。

社会教育・生涯学習の分野では、「人生100年時代」の到来を見据え、それぞれのライフステージの中で、だれもが生き生きと輝き、地域社会で活躍することができる、こころ豊かなまちづくりを推進してまいります。

図書館では、佐用町子ども読書活動推進計画に基づき、町内小中学校との連携を深め、図書館蔵書の貸し出しや読み聞かせなどを通して子供の読書活動の普及に取り組んでまいります。

スポーツの分野では、生涯スポーツ推進計画に基づき、町体育協会をはじめ、スポーツ推進委員との連携による生涯スポーツの普及並びにさようマラソン&ウォーク等のイベント開催によるスポーツの啓発など、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ってまいります。

次に、第4節の佐用の健康と福祉を創造するという点について、申し上げます。

高齢者福祉の面では、令和2年度に、町立養護老人ホーム佐用朝霧園の移転改築事業が終了いたしました。入所定員は50人、1人1部屋で入所環境を大幅に改善し、高齢者の皆様に安心して利用いただける施設づくりを目指しております。令和3年度からは、佐用町社会福祉協議会に運営委託し、公設民営の形態を取りながら幅広い福祉政策の充実を図ってまいります。

また、第8期介護保険事業計画の3カ年間は、令和3年度からスタートをし、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指してまいります。

低所得者の負担軽減を図る低所得者保険料軽減事業、交通の利便性を確保するタクシー

運賃助成制度、人材の確保と定着化のための福祉資格取得助成事業、高年クラブ運営支援、町主催敬老会など、様々な事業を継続して実施をし、高齢者福祉を推進し、高齢者の皆様が生きがいを持って明るく元気に暮らせる町を目指して取り組んでまいります。なお、町主催敬老会は、新型コロナウイルス対策として、開催回数を増やすなどして、3密を避けて開催をする予定といたしております。

救急医療体制の面では、郡医師会の協力のもと、在宅当番医制運営委託料、郡病院群輪番制運営事業補助金等により、町内で救急診療等に常時対応できる体制を維持するとともに、西はりま消防組合をはじめ、町内外の医療機関等と連携をして、救命救急のネットワークの構築を進め、安心して暮らせる町づくりに取り組んでまいります。

健康づくりの面では、感染症・予防接種の内容の見直し及びがん検診など、予防事業の充実を図るとともに、高校生までの医療費無償化を継続して実施をし、住民の健康づくりを推進してまいります。

新たに、ひきこもり対策の支援として、生活困窮者就労準備支援等事業を推進するために、令和3年度からアンケート調査を実施をし、ワーキングチームにより対策・支援を検討してまいります。

子育て支援では、保育関係の人材不足が全国的な問題となる中、子育ての経験を生かした地域全体での子育て支援の取り組みとして、引き続き町独自の保育補助員制度を導入して、補助的に保育に携わる人材を養成し保育環境の充実を図ってまいります。

また、本町では、国の幼児教育・保育の無償化制度を、さらに充実したものとするために、3歳児以上の保育料及び2歳児以下の住民税非課税世帯の保育料無償化を実施するとともに、町独自施策である第2子以降の保育料無償化を継続して、子育て支援の充実を図ってまいります。

次に、第5節の佐用に住みたい環境を創造するということについて申し上げます。

道路網の整備では、以前から継続事業として実施をいたしております町道林崎東徳久線道路改良工事や、令和2年度に着手し、令和3年度完了予定であります町道中学校前線道路改良工事を、引き続き、実施してまいります。

公共交通の分野では、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業の実施など、現行の充実した地域公共交通サービスを引き続き実施するとともに、姫新線、智頭線の利用促進にも取り組んでまいります。

加えて、高齢者の日常の生活支援のため、さよさよサービス車両1台を更新をいたします。

防災の面では、住宅耐震化の推進を図るため、住宅の建替え工事費や、耐震改修の支援、耐震シェルターや防災ベッド等の設置費用の助成事業を引き続き実施をいたします。

河川維持については、令和2年度に新たに創設をされました、緊急浚渫推進事業債を活用して、普通河川「須山川・本谷川」の河川浚渫工事を実施をいたします。

ため池の整備については、町内1か所において県営事業により整備を実施をいたします。

自主防災の面では、防災リーダー研修の実施や、ハザードマップを活用した出前講座等を引き続き開催をして、地域防災力の向上を目指してまいります。また、防災教育として、各学校に対する支援を行いながら、引き続き子供たちが防災意識を醸成することを目指してまいります。

非常備消防の面では、装備の計画的な更新計画に基づきまして、今年度は、三日月の第二分団のポンプ付積載車の更新を行いました。引き続き、来年度におきましては、三日月第一分団の小型ポンプ付積載車1台の更新を計画をし、自治消防の能力向上を図ってまいります。

定住促進の面では、若者住宅新築応援金・若者住宅取得応援金・町内定住就職奨励金制

度・定住促進住宅家賃減免など引き続き実施をして、若者の住宅新築や住宅購入の支援及び新規就職者・子育て世代の定住を促進をしてまいります。

また、令和2年度から、町営住宅の入居要件の緩和を進めており、単身での入居を可能にするなど、定住希望者にとって利用しやすい町営住宅になるよう取り組んでおります。

生活環境基盤整備の面では、老朽化した水道管の更新を順次進めるとともに、生活排水処理については、将来を見据えた下水道施設の統廃合事業と汚泥集約化事業として、三日月浄化センターに加え、佐用浄化センター改築工事を3カ年計画で実施をしてまいります。

空き家の有効活用についても、合同会社鹿青年部や地元宅地建物取引士との協働により、空家バンク登録制度を推進した結果、令和2年12月までに、販売・賃貸した件数が町外者39件86名、町内者18件59人となり、引き続き定住及び空家対策として事業推進に取り組んでまいります。

次に、第6節の地域活動を支え協働を確立するについて申し上げます。

平成18年度に、13の地域づくり協議会が設立をされ、15カ年が経過をいたしました。

地域と行政の双方が必要な見直しを行い、持続可能な組織を目指すために、平成30年度から「地域づくり協議会 振り返りの取り組み」を開始しております。

これまでの地域づくり協議会の成果や課題を踏まえ、「あり方再構築の方針」を策定するとともに、各地域において、これまでの活動や組織体制などについて見直しを行っております。また、行政においても、研修の実施や部署間の連携の促進などを進めているところであります。

令和3年度も必要な見直しを行いながら、活力ある地域づくり協議会を目指して、協働のまちづくりを、さらに深化させてまいります。

次に、第7節のこころの共生社会を実現するについて申し上げます。

一人一人が尊重され、安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進するには、人権意識の醸成が不可欠であります。人権に関しては、現代社会に生じる今日的な課題も含め、町広報や人権文化講演会や映画会などの啓発活動のほか、「西播磨人権のつどい」や「人権啓発作品展」などの開催を通じ、人権文化の創造とその重要性を認識し、こころの共生社会の構築を推進してまいります。

また、男女共同参画の面では、女性の活躍を推進するために、生き方や働き方を支援するセミナー開催のほか、性別にとらわれず、だれもが生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、第8節の身の丈にあった行財政運営に取り組むという点について申し上げます。

職員数については、定員適正化計画に基づき、定数適正化を進め、さらに、人事評価制度を導入して、適正な評価による人材育成にも取り組んでおります。

また、時代ニーズに応じた職場内外での研修を実施し、職員の資質向上と意識改革にも継続的に取り組んでおります。

普通交付税の状況では、合併特例措置が終了して一本算定となることや、2020年の国勢調査による人口数が5年前の調査より大きく減少することによって、算定基準となる人口数が減少することから、年々減少していく見込みでございます。

本町では、引き続き、効果的な事業実施及び経費の節約等に取り組み、後年度負担の軽減も図るべく、繰上償還の実施や今後必要となる特定の目的を持った基金を積み立て、基金の有効活用にも、適宜取り組み、安定した財政運営が維持できるように、今後も努力してまいります。

また、令和3年度から令和7年度を取り組み期間とする第4次行財政改革大綱に基づき、将来に向けて持続可能な行財政基盤の確立を推進してまいります。

最後に、第9節の広域連携を強化するという点について申し上げます。

令和3年度においても、引き続き、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏定住自立圏、三県境地域創生会議などの広域連携に参加をし、関係市町村と相互の機能の補完と連携を図り、多様なニーズに対応したサービスの効率的な提供を推進していくほか、各構成市町とともに、国や県に対する効果的な要望活動を継続して行ってまいります。

以上、申しあげました令和3年度に計画する施策の概要に当たり、これを今年度実施していくための予算として、令和3年度当初予算は、一般会計122億1,653万円。特別会計11会計、合計で82億1,569万円。水道事業会計5億9,439万円。全13会計の合計が210億2,661万円でございます。

これは、前年度から6億3,914万円の減額となっております。

以上で、令和3年度の町政運営に向けての私の基本的な考え方と、当初予算の主な施策を申しあげました。

これからも、住民の皆様が安全・安心して末永く暮らせる町政運営を目指し、一步一步努力を続けてまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様に、改めて、心からご支援とご協力をお願いを申しあげまして、私の令和3年度に向けた施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申しあげておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第5．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐用町一般会計補正予算（第8号・R3.2.10 専決第1号））

議長（石堂 基君） それでは、日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度佐用町一般会計補正予算（第8号）令和3年2月10日、専決第1号を議題とします。

承認第1号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度佐用町一般会計補正予算（第8号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,173万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億3,631万円といたしております。

補正の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種までの体制確保や、営業時間の短縮にご協力いただきました事業者に対して1店舗1日当たり6万円の協力金を支給する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、平福地域福祉センターの感染拡大防止対策事業など、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止に迅速に対応するため、緊急を要する事業と

して追加をしたものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、1,173万3,000円の増額で、地方創生臨時交付金640万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金533万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、640万円の増額で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業委託料でございます。

衛生費につきましては、533万3,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費を計上しております。

次に、債務負担行為の追加につきまして、同じく1ページの第2表、債務負担行為補正により説明をさせていただきます。

平福地域福祉センター感染予防対策事業につきましては、地方自治法第214条に基づきまして、債務負担行為の期間を令和3年度、限度額を5,000万円に設定をするものでございます。

以上、ご説明させていただきましたが、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） 4ページ、歳出、委託料、上下あります拡大防止協力金事業委託料と、下の母子健康管理システム改修委託料、この分について、どこへ委託されたんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） まず、新型コロナウイルス感染症の拡大防止協力金事業委託料は、これは国の制度に基づいて行います兵庫県に対しまして、町の持ち分を委託して支払うものでございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（福本秀基君） 衛生費の委託料、母子健康管理システム改修委託料でございますが、現行の健康管理システムを委託しております日立情報システムズ株式会社のほうに委託をいたします。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 同じ、その4 ページで、新型コロナウイルス感染症の防止協力金のことですけれども、640 万円のその根拠と、それから、緊急事態宣言下で、この6 万円の協力金ということですので、町の負担の割合と、それから、緊急事態宣言が出てから、実際、本町で、この協力金の支払いというか、その状況はどんなものでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） まず、640 万円の積算根拠でございますが、これも、これまでの補助制度と同じく、県のほうから指示を受けました金額を上げております。

その基礎といたしましては、1 日の金額が1 軒6 万円。それを、当初は25 日間ということでございますので、最大の25 日見込んでおりまして、対象事業者が一応、平成28 年度経済センサスに基づきます飲食店を中心にした、カラオケボックスも1 つ入っておりますけれども、飲食店及びカラオケボックス業という、その業種。佐用町では64 軒ございます。対象が、その64 軒ということで、6 万円に25 日間を掛けまして64 業者という形で、その中の佐用町の持ち分は、6 万円のうちの20%の3分の1、要は4,000 円という形になります。合計が640 万円という形になってございます。

〔金谷君「現状は、どんなですか」と呼ぶ〕

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 引き続き、どうぞ。

商工観光課長（真岡伯好君） すみません。

現状についてでございますけれども、これは、つい先日の金曜日の夕方、ちょっと県のほうと確認をさせていただいたんですけれども、県の申請件数が、一応2 万2,000 件余り、審査完了したのが約3,700 件と聞いてございます。

支給は、約300 件余りの支給が、県下ですけれども、あつたと聞いておりますが、佐用町分についての報告は、まだ、この段階では、佐用町のほうには受けてございません。

3 月の中旬ぐらいに、何がしかの報告ができるのではないかという見込みのほうは、県のほうから伺っているところでございます。

9 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第6．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町国民健康保険条例等の一部を改正する条例（R3.2.12 専決第2号））

議長（石堂 基君） 続いて、日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町国民健康保険条例等の一部を改正する条例、令和3年2月12日、専決第2号を議題とします。
承認第2号について、当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第2号、佐用町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、ご説明を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日に公布され、2月13日から施行されております。

今回の法改正により、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法等の規定を適用することとしていた附則第1条の2の規定が削除されたため、この条文を引用している佐用町国民健康保険条例、佐用町国民健康保険税条例及び佐用町介護保険条例の3条例において定義規定の文言を変更する必要があります。

法改正の施行日が2月13日とされたため、条例改正の施行日をこれと同日にするために、2月12日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、提案の説明を終わります。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（石堂 基君） 児玉議員。

2 番（児玉雅善君） ちよっと、お伺いします。

括弧のところなんですけれども、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）とあります。これに関してですけれども、コロナウイルス、次々、いろんな変異種が出ているようなんですけれども、新たに出てくる変異種に対する対応、あるいは整合性というんですか、この件は、どうなっているんでしょうか。お伺いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 住民課長。

住民課長（山田裕彦君） ちよっと、お待ちください。

今、児玉議員からのご質問の件でございます。変異種につきましても、今回の改正によって影響を受けることなく、この規定が適用されるということで、国の財政措置等の支援等についても、変異種等についても適用されるというふうに通知がまいっております。以上でございます。

議長（石堂 基君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 4 ページにあります負担金の補助で、9,300 万円上がってございます。この…

議長（石堂 基君） 岡本義次議員、何をお尋ねですか。

8 番（岡本義次君） えっ？

〔金谷君「補正予算違いますよ。条例改正」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） 着席してください。

ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより承認第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 2 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 7. 議案第 62 号 佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 7、議案第 62 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この条例は、本町職員が盗撮目的で女子トイレにスマートフォンを設置し、令和 3 年 2 月 2 日、県迷惑防止条例違反により逮捕され罰金刑に処せられた件につきまして、行政への信頼を失墜をさせ、町民の皆様の職員に対する不信を招く事態となりました。

監督者責任として、町長、教育長、副町長の給料の 10 分の 1 を 1 カ月、それぞれ減給しようとするものであります。

改めて、衷心よりお詫び申し上げますとともに、ご承認賜りますように、よろしく願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。
なお、本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 62 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8．議案第 1 号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 8、議案第 1 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 1 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、変更の内容でございますが、4 月 1 日付で北播磨清掃事務組合が脱退し、新たに市川町ほか 3 ケ市町共有財産事務組合が加入するというものでございます。

これは、地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に申請をしなければならないと規定がされております。その協議につきましては、同法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますので、このたび、提案するものでございます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり、可決されました。

日程第 9．議案第 2 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第 10. 議案第 3 号 佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定について
 日程第 11. 議案第 4 号 佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定について
 日程第 12. 議案第 5 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
 日程第 13. 議案第 6 号 三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）の指定管理者の指定について
 日程第 14. 議案第 7 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について
 日程第 15. 議案第 8 号 上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び
 び味わいの里三日月の指定管理者の指定について
 日程第 16. 議案第 9 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
 日程第 17. 議案第 10 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
 日程第 18. 議案第 11 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
 日程第 19. 議案第 12 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
 日程第 20. 議案第 13 号 三日月木工加工施設の指定管理者の指定について
 日程第 21. 議案第 14 号 佐用町昆虫館の指定管理者の指定について
 日程第 22. 議案第 15 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
 日程第 23. 議案第 16 号 養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定について

議長（石堂 基君） 続いて日程第 9 に入ります。

日程第 9 から日程第 23 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 2 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてから、日程第 23、議案第 16 号、養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 2 号から議案第 16 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

当該 15 件のうち 14 件につきましては、各施設の指定管理期間が本年 3 月 31 日をもって終了するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者として、現在の指定管理者を引き続き指定しようとするもので、15 件のうち 1 件につきましては、新たに指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、いずれも佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者として選定を行ったものでございます。

以下、議案書に従いまして、施設ごとにその内容を申し上げます。

まず、議案第 2 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町佐用 3043 番地 1、佐用町商工会会長、井口 覚（いぐち さとる）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 カ年間でございます。

次に、議案第 3 号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町東徳久 1946 番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、大下東一（おおした とういち）氏を引き続き指定したいと考えて

おります。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第4号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定につきましてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町口長谷580番地、長谷地域づくり協議会会長、天野美代志（あまのみよし）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間でございます。

次に、議案第5号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町東徳久1946番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、大下東一（おおしたとういち）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、同じく、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第6号、三日月福祉拠点施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町大畑94番地、南広自治会自治会長、花井義信（はないよしのぶ）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第7号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町平福988番地1、株式会社道の駅平福代表取締役、加藤隆久（かとうたかひさ）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第8号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び味わいの里三日月の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町乃井野1266番地、株式会社元気工房さよう代表取締役、坪内頼男（つぼうちよりお）氏を引き続き指定管理者としたいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第9号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町大木谷752番地、乙大木谷自治会自治会長、清水英之（しみずひでゆき）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第10号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町福中648番地2、田和自治会自治会長、小林巧（こばやしたくみ）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第11号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町西新宿1325番地23、西新宿自治会自治会長、三枝正雄（みえだまさお）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第12号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、姫路市三左衛門堀西の町216番地、兵庫西農業協同組合代表理事組合長、福本博之（ふくもとひろゆき）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第13号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町三日月535番地、テノン合同会社代表社員、迎山直樹（むかいやまなおき）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年でございます。

次に、議案第 14 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、神戸市灘区六甲台町 1 番 1 号、NPO 法人こどもとむしの会理事長、内藤親彦（ないとう ちかひこ）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年でございます。

次に、議案第 15 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者といたしまして、佐用町平福 138 番地 8、平福地域づくり協議会会長、内山満也（うちやま みつなり）氏を引き続き指定したいと考えております。

指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年でございます。

次に、議案第 16 号、養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定につきましては、新たに指定管理者として指定しようとするもので、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定、公募によらない指定管理者の候補者の選定により選定を行い、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定管理者を指定したく考えております。

本施設は旧施設が老朽化したことにより、新たに建設をし、令和 2 年 9 月に移転したものであります。地域の福祉拠点施設として、さらなる充実を図るために、専門知識を持った指定管理者のもと、効率的な施設運営及びきめ細かなサービスの提供を実施しようとするもので、佐用町東徳久 1946 番地、社会福祉法人佐用町社会福祉協議会会長、大下東一（おおした とういち）氏を、指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年でございます。

以上、議案第 2 号から議案第 16 号まで、各施設の指定管理者の指定についての提案の説明をさせていただきました。ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を午前 11 時とします。

午前 10 時 46 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

ただ今議題としています議案第 2 号から議案第 16 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 9、議案第 2 号、南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第2号は、原案のとおり、可決されました。
続いて、日程第10、議案第3号、佐用町南光地域福祉センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり、可決されました。
続いて、日程第11、議案第4号、佐用町長谷地域交流センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 5 号、久崎老人福祉センターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 5 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 5 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 6 号、三日月福祉拠点施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 6 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 7 号、道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第15、議案第8号、上月農産物処理加工施設、上月地域特産物直売所、南光ひまわり館及び味わいの里三日月の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11番（岡本安夫君） これ12月でしたか、確か、指定管理、12月議会でされたんですけど、ちょっと気になるのは、代表取締役が副町長ということなので、これは別に問題はないんですけども、元気工房自体は、これいつまでも副町長が代表取締役というのが、ちょっと、どうかなというのが気になるんです。
これ、いつか、やっぱり自立していく段階では、誰かほかの方が社長になるべきじゃないかと思うんですけど、この元気工房の、今、立ち上がったばかりであれなんですけれども、今後の計画いうんですか、そのあたりがきちっとできたら、やはり代表取締役も副町長以外の人にされる予定なんか、そういうことをお尋ねしたいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうして施設を統合して、今、一応スタートしたばかり、いろんな統合にかかる整理をして、まだ、やっておりますし、事業を継続しながらですので、そういう意味で、副町長が社長をして、そして、町の特命参事が、その実質的な、そうした統合後の事業計画について、今、取り組んでくれております。
来年度は、そうした、いろいろな諸々の施設の今後の整備についての計画も策定をしていきたいと考えておりますし、時期を見て、しっかりと、その経営を長期的に運営をしていく、そういう体制にしていきたいということを考えておりますので、当然、今、岡本議員が言われるように、いわゆる専任の社長を選定をするという方針、それは十分、そのことは考えた上で、現在の体制があります。以上です。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第16、議案第9号、佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第9号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第9号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第17、議案第10号、田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第10号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第10号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 18、議案第 11 号、西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 11 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 19、議案第 12 号、佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 12 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 20、議案第 13 号、三日月木工加工施設の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 13 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 13 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 21、議案第 14 号、佐用町昆虫館の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 14 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 14 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 22、議案第 15 号、佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 15 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 23、議案第 16 号、養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） この分については、何ら異論するところないんですけど、平福で勤めておった従事人数、そして、林崎へ行った時の、この指定管理して、その人数的には、どういうふうになるかということと、もう 1 点は、役場の職員が、そこに何人呼ばれるのか。その 2 点について、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） はい、お答えをいたします。

まず、今現在、平福で従事している職員の人数ですけれども、佐用朝霧園園長以下、正規職員と再任用職員が 8 名。それから、会計年度任用職員が 15 名。合わせて 23 名ということになってございます。

それで、令和 3 年 4 月以降ですけれども、そのうち、再任用職員の方は、以前からなんですけれども、1 名、高齢の方がいらっしゃって、その方が退職をされるということで、22 名の方が朝霧園で勤務をされます。

正規職員、再任用職員につきましては、町からの派遣ということ。それから、会計年度任用職員につきましては、町職員を退職をされて、新たに、社会福祉協議会での採用ということになります。

それで、先ほど言いました 1 名につきましては、社会福祉協議会の現在の本体の職員の方が朝霧園のほうへ異動で就かれるということで、人数的には 23 名ということで変更はございません。

以上でよろしいですか。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（石堂 基君） 金谷議員。

9 番（金谷英志君） 指定管理に当たって、指定管理の初めですから、町がどういうふうに関わるかということをお聞きしたいんですけども、以下の今まで 14 の指定管理、継続ありましたけれども、これは町の施設を民間に有効活用していくという側面があるんですけども、朝霧園については、老人保護措置に則ってやるやつですから、福祉の関係が大分ウエイトが占めると思うんですけども、町の職員についても、園長は、今回ですけど、園長は派遣職員としてなるということですけども、将来的に、この園長については、やっぱり町が責任持って、責任持ってというか、指定管理にするに当たっても、移譲するについても、町として関りを持っておくべきだと思うんですけども、その点は、い

かがでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 総務課長。

総務課長（藤木 卓君） お答えいたします。

私のほうからは、園長の将来的などうの云々というのは、ちょっと置いておきまして、町の関与の点でございます。

おっしゃるとおり、元々は、老人保護施設ということでございますので、やはり、その目的に町が設立した施設でございますので、そのへん、高齢者の一時的な保護事業でありますショートステイとか、そういったこともありますので、一定程度、町の関与の度合いというものは保持しておかなければなりませんので、そういった点で社協に指定管理を出すということでございます。

また、ほかの指定管理の施設と同様に、社協においても、そういった介護保険事業をやっております、そういった支援員的な職員もたくさんおりますので、そういった職員との、朝霧園の職員との交流といった面も考えまして、お互いにメリットがあるだろうということで、指定管理を町社協に指定したという経緯がございます。

園長以下の正職員ですけれども、当面は、町からの派遣ということでやるつもりでございますが、将来的に社協との人事交流が進んで、どうなるか分かりませんが、その点については、ちょっと私のほうから答弁は差し控えさせていただきます。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この指定管理者に指定します社会福祉協議会、これは、1つの、町直接ではない別格の法人格を持っておるわけですが、実質、この社会福祉協議会の活動というのは、町の福祉活動を実際に行う、そういう町行政と一体となったものというふうに、私は、捉えてきております。

そのために、今、実際の社会福祉協議会の運営におきましても、その事務局長を町の職員のOBを配置をして、これまでも一体的に、また、運営の経費においても、活動費というものを、町の予算によって運営費を措置して行っている団体であります。

そういう中で、当然、先ほど、総務課長が申しましたように、社会福祉協議会自体が、そうした福祉事業を展開している中で、さらに施設を、入所施設を社会福祉協議会として、これを保有することによって、人事の交流や、また、福祉の事業の内容においても、柔軟に対応でき、幅広い福祉政策が展開できるというふうに、私は考えて、以前から社会福祉協議会が運営の中心になるべきだという考えのもとに、そういう話を進めてきたところで、

施設長についても、社会福祉協議会の団体の中で、人材が育成されれば、その者が、また、施設長を実際に務めるということもあるかもしれませんが、それは、どちらが進めても、町の行政の福祉事業の中で、一体となった施設ということで、私は、その効果が出てくるのではないかと考えておりますので、そういうご理解をいただきたいと思っております。

9 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本安夫議員。

11 番（岡本安夫君） 今年度の予算に、多分、上がっていたと思うんですけど、これ、指定管理料、確か 200 万円でしたね。これちょっと、もうちょっと実際にはかかるんじゃないかなというような気がするんですけどね。

というのは、今までの朝霧園の経営状態、かなり町から繰入金をしているということで、当然、これからの運営についての責任は町が持っていくので、指定管理料はそれぐらいでもいいのかもしれないけれども、実際、もしその施設が自立言うたらおかしいですね、全部、経営という考え、福祉で経営なんていうの、ちょっとおかしいんですけども、そこが採算取れるとしたら、今、確か、24 名か 25 名でしたね。定員 50 名に対して。何人ぐらい入っていただけると、そこそこで成り立っていくのかなということを、ちょっと、お尋ねしたい。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） その予算が、誤解を与える予算、よく説明しないと、今、岡本議員が言われるような疑問になってしまうわけです。

その 200 万円というのは、あくまでも、社会福祉協議会が事務的にかかわるための、社会福祉協議会としての直接的な経費として 200 万円という指定管理料を、まず、当面、お支払いしようということです。

だから、朝霧園の経営そのものについては、現在、先ほど、お話のように、定員の半分ぐらいな人数しか、今、収容してないわけで、ただ、人員的には、これまでの朝霧園と同じ人員を配置をして、実際にしておりますし、正職員については、町からの派遣の職員で運営しておりますから、その分の人件費は、町が、当然、持つわけですがけれども、そうした、運営における全体の運営費、必要な経費というのは、これは町が負担をしていくわけです。

ですから、その 200 万円というのは、それで全て、赤字が、全体的な、総合的な運営の中で、実際に足りない、赤字になった分と言いますか、今まで町が、現在でも 1,500 万円ぐらいは、毎年、補填、運営費に充てていると思うんですけどもね、そういう経費は、当面要りますし、これを、施設の入所人員を、これから、定員 50 名ですから、47 名とか 48 名ぐらいの、できるだけ定員に近い数字に持って行けば、その措置費等で運営が今後できてまいります。

当然、そういう努力は、これから社会福祉協議会としてもしていくということが前提ではありますけれども、一気に今の状態で、収容人員をそこまで持っていくということではできませんので、何年かはかかるかと思えます。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 17 号 町有財産の無償貸付けについて（旧幕山小学校プール跡地）
日程第 25. 議案第 18 号 町有財産の無償貸付けについて（旧中安小学校プール跡地）
日程第 26. 議案第 19 号 町有財産の無償貸付けについて（上月中学校運動場横用地）
日程第 27. 議案第 20 号 町有財産の無償貸付けについて（旧上月工業団地公園）

議長（石堂 基君） 続いて日程第 24 に入ります。
日程第 24 から日程第 27 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。
よって、日程第 24、議案第 17 号、町有財産の無償貸付けについてから、日程第 27、議案第 20 号、町有財産の無償貸付けについて、旧上月工業団地公園までを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 17 号から議案第 20 号までの町有財産の無償貸付けにつきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

平成 28 年度から、学校規模適正化により閉校した小学校のプール跡地及び未利用町有地の利活用のため、佐用・IDEC 有限責任事業組合による太陽光発電事業を実施をしております。

具体的な事業内容といたしましては、旧幕山小学校及び旧中安小学校のプール跡地、上月中学校運動場横の町有地、及び、上月工業団地に隣接する旧テニスコート跡地の 4 か所において、合計 256 キロワット規模の太陽光発電事業を行っているものでございます。

貸付け物件の概要といたしましては、旧幕山小学校プールにつきましては、建物がコンクリートブロック造の平屋建て、床面積 74.08 平方メートル、土地が 955 平方メートル、所在地は佐用町本郷 534 番地 2 ほかでございます。

旧中安小学校については、建物が鉄筋コンクリート造平屋建てで、床面積は156.75平方メートル、土地が1,188平方メートル、所在地は佐用町米田453番地でございます。

上月中学校運動場横、町有地につきましては、土地1,784平方メートル、所在地は佐用町金屋77番地ほかでございます。

最後に上月工業団地公園テニスコート跡地につきましては、土地1,554平方メートル、所在地は佐用町久崎580番地9でございます。

以上の物件につきまして、平成28年の3月議会において、5年間の無償貸付けについて議決をいただいておりますが、このほど期限がまいりましたので、引き続き、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、前回の議決時点では、佐用町財務規則、及び、公有財産事務取扱規程による普通財産の貸付期間の上限は、土地が20年間、建物が5年間であったために、当該貸付けに関しては建物も含んでいることから、5年間の無償貸付け期間としておりましたが、しかしながら、現在は、土地・建物とも上限20年間に改正をしておりますので、固定価格買取制度による残りの売電期間、及び、パネルの除却期間をあわせ、貸付期間を令和20年3月31日までの17年間といたしております。

以上、土地及び建物の無償貸付けをするために、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第17号から議案第20号まで、町有財産の無償貸付けについての提案をさせていただきます。ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題としております議案第17号から議案第20号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第24、議案第17号、町有財産の無償貸付けについて、旧幕山小学校プール跡地に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） どう言うんですか、その年によって気候などで変わってくる場合があるんですけど、大体、この4件については、平均で、売電いうのか、発電されておるんでしょうか。

別に大きな変動いうのはなかったですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 平成28年から売電のほうをしておりますけども、大体、その年度の気候によって多少は変動ございますけども、大きな変動はございません。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 25、議案第 18 号、町有財産の無償貸付けについて、旧中安小学校プール跡地に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 26、議案第 19 号、町有財産の無償貸付けについて、上月中学校運動場横用地に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 27、議案第 20 号、町有財産の無償貸付けについて、旧上月工業団地公園に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 議案第 21 号 町有財産の無償貸付けについて（旧江川保育園跡地）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 28、議案第 21 号、町有財産の無償貸付けについて、旧江川保育園跡地を議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

議案第 21 号は、江川保育園跡地の無償貸付けの議案でございます。

江川保育園跡地につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から赤竹工房、竹本良平氏と無償貸付け契約を締結し、跡地を利活用いただいております。

具体的な事業内容といたしましては、主に皮革製品の制作や販売を行っておられ、地域との交流や地域の活性化を目的として、作品展示室の開設、レザークラフト教室や交流イベントの開催なども実施をされております。

貸付物件の所在地は、佐用町豊福 83 番地 3 ほかで、土地は 1,684 平方メートル、建物としては、鉄骨造平屋建て、床面積は 429 平方メートルの旧園舎と、鉄骨造平屋建て、床面積 19.20 平方メートルの附属倉庫となっております。

なお、学校等跡地の利活用事業者へは、土地・建物を原則 10 年間無償貸与することを、公募における支援制度といたしております。

平成 28 年の 3 月議会において、最初の 5 年間の無償貸付けについて議決をいただいております。このほどその期限がまいりましたので、今回、残りの 5 年間の無償貸付けについて、

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8番（岡本義次君） この方は、地元の方、何らか、1人でも2人でも雇用とか、そういう面は、どうなんでしょうか。
というのと、経営のほうもうまく順調に行っていますか。
そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 現在のところ正社員の方は3名というふうには伺っておりますけれども、全て、たつ市のほうに住所は置いておられます。
経営につきましては、また、この3月末には状況報告いただきますけれども、昨年度にいただいている中では、順調に経営をしていただいております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第21号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第21号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第22号 町有財産の無償貸付けについて（旧木村邸建物及び敷地）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第29、議案第22号、町有財産の無償貸付けについて、旧木村邸建物及び敷地を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

本議案は、平福の旧木村邸について、官民連携事業として活用する上で必要となる無償貸付けの議案でございます。

旧木村邸につきましては、町が今年度、母屋既存部分の改修工事に加えて、トイレや浴室など水回りの増築工事を行ってまいりました。この工事は今年度末で完了予定であり、4 月以降「株式会社かのね」に、建物及び底地を無償で貸し付けをし、酒蔵の活用と合わせて、夏以降に一棟貸しの宿として運営をされる予定であります。

貸付け物件の所在地は佐用町平福 697 番地 1 で、土地の面積が 443.3 平方メートル、建物は木造 2 階建てで、増築箇所を含め 141.45 平方メートルでございます。

貸付期間は、昨年 3 月議会におきまして既に無償貸付けの議決をいただいた酒蔵跡の底地と終期を合わせまして、令和 22 年 3 月 31 日までといたしております。

土地及び建物を無償貸付けをするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 22 号については、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきのうえ、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 母屋が夏ぐらに一棟貸しで営業開始ということで、そもそも企画提案があった社団法人のノオトさんですけれども、今後は、外観を見たら、ほぼ完成して、中の工事がこれから始まるのかなと思うんですけれども、ノオト（NOTE）さんとの関係というのは、企画提案だけで終わりなのか、その後については、何かアドバイスがいただけるのか、そういうことはあるのか、ないのか、教えていただけますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、これまでの説明をさせていただいたことが、今、質問の内容を聞きますと、議員には理解をいただいているような感じが、今回のこの企画提案、この「株式会社かのね」ですね、運営をするために新しく会社を立ち上げていただきました。これは、町内のそうした若手の事業者が集まって、そして、そこにノオト（NOTE）が共同出資をして、この株式会社 NOTE と合同で、会社を新たに立ち上げたということ、このことについては、これまでも説明をさせていただいたとおりで思っているんですけ

れどね、ですから、当然、今後の経営に当たっても、それぞれノオト（NOTE）が、これまで各地で、そうした事業を運営してきた、そうしたノウハウ、経験を基に、一緒に新たな事業として、このいろいろな経営を行うために、いろいろと、また、会社として取り組んでいただくということでもあります。

〔廣利君 挙手〕

議長（石堂 基君） 廣利議員。

6 番（廣利一志君） 今、町長、説明いただいた共同出資でということについては、私も理解しておりました。

理解しておりましたけれども、当初、ノオト（NOTE）さんの説明、金野さん、代表理事でしたか、金野さんがお見えになってご説明された、あの時のノオト（NOTE）さんの、抽象的ですけども、意気込みのようなものが、ちょっと最近感じられないというか、それで、前と変わらず関与を、当然その共同出資ですから、各地で一棟貸しをされているノウハウ、経験とか、そういうものを通してアドバイスをいただけるというふうに思っておるんですけども、若干、その最初の強い思いのところから、少し、あまりノオト（NOTE）さんの、今後について、ちょっと、不安を思うところがありまして、先ほどのような質問をさせていただきます。

従来どおりと言いますか、当初どおり関与をされるということの理解でいいわけですね。

〔町長 挙手〕

議長（石堂 基君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、会社の形態を見ても、共同経営、共同責任です。

廣利議員が、どのような状況の中で、ノオト（NOTE）さんの関与について疑問を感じられているのか、私、分かりませんが、次の、酒蔵と、これの改修、その施設を有効活用していくための設計、また、その発注、事業についても、ノオト（NOTE）の設計者のほうが、いろいろと事業内容を検討しながら、今、もう既に、発注準備が進められておりますし、そのように、ノオト（NOTE）としても、当然、当初の計画から、また、契約に基づいて事業にかかわりながらやっていただいているというふうに思いますし、当然、それが、共同出資をし、共同経営者になっている責任でもあるわけですから、そこから脱退するとか、そういうことが、その話があるんでしたら、そういう話になってくると、心配になってくると思うんですけども、その点は、今の状況を見て、私は、ちゃんと「株式会社かのね」というのが責任を持っていただくということ、そのことに尽きるというふうに思います。

6 番（廣利一志君） 分かりました。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今議題としていますが、議案第 22 号については、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 30. 議案第 23 号 工事請負契約の変更について（三日月支所庁舎大規模改造工事）

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 30、議案第 23 号、工事請負契約の変更について、三日月支所庁舎大規模改造工事を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、三日月支所庁舎大規模改造工事にかかる工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、三日月支所庁舎の大規模改造工事を鋭意進めております。

本工事に係る工事請負契約は、昨年 6 月定例会におきまして、ご承認をいただいておりますが、本議会におきまして、その契約額を増額変更しようとするものでございます。

変更の主な理由といたしましては、庁舎外壁タイルの施工面積を調査しながら改修工事を行っておりますので、当初の計画面積より 2 倍程度に増加をしております。そうしたことに加えて、既存建具の不良箇所取り替え修理の増加など、工事面積や施工数量の増加が要因となっております。

この増加要因につきましては、先ほど申しましたように、改修工事でございますので、実際に、そうした箇所を調査をしながら改修を進めておりますので、昨年、当初の設計段階では確定ができない部分であります。

今回、最終的にそうした箇所の工事を実施しながら、変更数量を算定し、本会議におきまして、変更契約を上程をさせていただいたものでございます。

現在の契約額 3 億 3,550 万円に 1,540 万 8,800 円を増額し、3 億 5,090 万 8,800 円に変更契約をしようとするものでございます。佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31. 議案第 24 号 第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 31、議案第 24 号、第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 24 号、第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行の佐用町健康増進計画及び食育推進計画並びに自殺対策計画は、本年度末をもって計画期間が終了をいたしますので、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年を計画期間とする第 3 次佐用町健康増進計画及び第 3 次佐用町食育推進計画並びに第 2 次佐用町自殺対策計画を策定するものでございます。

つきましては、佐用町議会基本条例第 8 条第 3 号の規定により、別冊の 3 つの計画（案）について、議会の議決をお願いするものでございます。

それぞれ、ご承認をいただきますように、よろしく願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としています議案第 24 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきのうえ、質疑をお願いします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第 24 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 32. 議案第 25 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 33. 議案第 26 号 佐用町特別会計条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 32 に入ります。日程第 32 及び日程第 33 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 32、議案第 25 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び、日程第 33、議案第 26 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 25 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 26 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本定例議会に議案 16 号として上程をいたしております養護老人ホーム佐用朝霧園の指定管理者の指定に関連する改正でございます。令和 3 年 4 月 1 日から、佐用朝霧園を社会福祉法人佐用町社会福祉協議会に指定管理委託をすることに伴いまして、条例で規定をしております関係箇所の削除をするものでございます。

まず、議案第 25 号につきましては、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に規定をしております、佐用朝霧園嘱託医の報酬につきまして、削除しようとするものでございます。令和 3 年 4 月以降の嘱託医師につきましては、佐用町社会福祉協議会が選任をされることとなります。

次に、議案第 26 号につきましては、佐用町特別会計条例第 1 条第 5 号に規定しております佐用町朝霧園特別会計について削除をし、以下の号を順に繰り上げるものでございます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明を終わります。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 25 号及び議案第 26 号については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 32、議案第 25 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 佐用朝霧園の嘱託医の現状と、それから、委託する、指定管理にすることによって、社協が選任することになるんですけど、予定としては、どのようなふうになるのか。そこらへんの状況が分かりましたら、説明をお願いします。

[高年介護課長 挙手]

議長（石堂 基君） 高年介護課長。

高年介護課長（長峰忠夫君） お答えをいたします。

令和 2 年度の佐用朝霧園の嘱託医の先生でございますけれども、佐用中央病院の整形外科医の北村先生のほうにお願いをしております。

年額報酬にいたしましては、40 万 2,200 円ということで、おおむね月に 2 回ぐらい朝霧園施設のほうに訪問をしていただきまして、入所者の方の健康管理等をしていただいております。

それから、令和 3 年 4 月以降ですけれども、先ほど、提案説明にありましたように、佐用町社会福祉協議会のほうが医師を嘱託されるということ聞いております。今のところ、具体的にどのような選定をされるかということまでは、こちらのほうには聞いておりません。以上です。

議長（石堂 基君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（石堂 基君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 指定管理者になる社協さんのほうが、具体的な先生の選任をされるんですけど、大事な福祉の関係で、嘱託医などは、とても大事な職務ですし、分かり次第、また、ご報告いただければ。社協から連絡があれば、それを、よろしくをお願いします。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 33、議案第 26 号、佐用町特別会計条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めます。ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 15 分とします。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 34. 議案第 27 号 佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 34、議案第 27 号、佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、佐用町国民健康保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町国民健康保険給付費準備基金は、主に保険給付に要する費用に不足が生じた場合に備えるために設置された基金でございます。

しかしながら、平成 30 年度に開始された新たな国民健康保険制度では、保険給付費は全額都道府県が負担することとされたため、設置目的である保険給付費の不足に対応する財源として基金を保有する必要性がなくなっております。

一方、町は県が算定した事業納付金を納付することとなっており、この財源である国民健康保険税収入が経済事情の急激な変動等により減少した場合、直ちに国民健康保険会計の財源不足につながることとなります。

このような財源不足額を埋めるために、年度間での財政調整機能を持った基金を保有することが必要となっていることから、佐用町国民健康保険給付費準備基金条例を一部改正し、財政調整を目的とする基金とするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 27 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきのうえ、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 27 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 35. 議案第 28 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 35、議案第 28 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 28 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 31 年 4 月から団員定員を 900 人と定めておりますが、2 年が経過した令和 3 年 4 月 1 日現在の団員見込み数は、836 人となり 50 人以上の乖離（かいり）が生ずる予定でございます。これは、毎年団員の退団に伴う新入団員の確保が難しい現状であることが原因となっております。

今後も団員の増加が見込めないために、消防団本部と協議し検討した結果、定員を 850 人とするものでございます。

今後も引き続き、消防協力員の募集を行い、団員確保に努めるとともに、火災時には初期消火ができるような体制を維持したいというふうに考えております。

ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 28 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36. 議案第 29 号 佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について

日程第 37. 議案第 30 号 佐用町三日月地域交流センター条例の制定について

議長（石堂 基君） 続いて日程第 36 に入ります。日程第 36 及び日程第 37 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 36、議案第 29 号、佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について、及び、日程第 37、議案第 30 号、佐用町三日月地域交流センター条例の制定についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 29 号、佐用町三日月支所等複合施設条例の制定及び、議案第 30 号、佐用町三日月地域交流センター条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、三日月支所庁舎の大規模改造工事を進めておりますが、工事完了後の支所庁舎は、支所機能と文化センター機能、老人福祉センター機能及び多目的室機能を併せ持った複合

施設として生まれ変わります。

施設の概略を再度ご説明申し上げます。1階は三日月支所事務所と住民交流広場でございます。住民交流広場は、現三日月文化センター1階の機能を引き継ぎ、地域住民の交流コーナーや図書コーナー、そして新たにトレーニングコーナーを設置し、交流と健康づくりに寄与いたします。

2階は、大小4つの会議室機能と大きな会議にも活用できるように改装した大ホールでございます。

3階は、役場各関係課の永久保存が必要な書類等の保管庫でございます。

町商工会から譲渡を受けた4階には多目的室を設置し、畳72畳の和室として、いきいき百歳体操などの健康体操や少年柔道教室の練習場などに活用をしております。

この新しい施設の名称を新たに「三日月地域交流センター」と命名し、令和3年4月1日から正式に開館させる予定でございます。

それに伴い、議案第29号、佐用町三日月支所等複合施設条例を制定し、第3条で複合施設は、三日月支所と三日月地域交流センターをもって構成すると規定をいたしております。

次に、議案第30号で上程をしております佐用町三日月地域交流センター条例を新たに制定し、複合施設の基本的事項を規定しております。

第1条では、地域住民の健康増進及びコミュニティ活動の促進及び地域の活性化を図るために設置することを目的としております。

第2条で名称と位置を規定しております。

第3条で管理及び運営方法。

第4条及び第5条で指定管理者を指定した場合の取り扱いについて規定し、第6条で禁止行為を、第7条から第10条で使用許可や使用料について定めており、第11条から第13条でその他の必要事項を規定いたしております。

また、附則第2条で、佐用町三日月文化センター条例、佐用町三日月老人福祉センター条例、並びに佐用町三日月廣業館条例を廃止いたしております。

なお、現在、三日月廣業館を練習場として唯一使用している三日月少年柔道教室が、4月以降は三日月地域交流センター4階の多目的室で練習することとなります。これに伴い、築120年以上経過している三日月廣業館を閉館とし、今後は歴史的建造物として保管していくことといたしております。

次に、第4条で、佐用町まちづくりセンター及び地域づくりセンター条例を一部改正して、新旧対照表のとおり、別表第2中の「三日月文化センター内」を「三日月地域交流センター内」へ文言の訂正もいたしております。

それぞれ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

これより順次、質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第29号及び議案第30号については、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきのうえ、質疑をお願いします。

まず、議案第29号、佐用町三日月支所等複合施設条例の制定について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

続いて、議案第 30 号、佐用町三日月地域交流センター条例の制定について、質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） この分で、三日月支所の職員が、これを兼務いうのか、そういう受付とか、日曜日にあった時に確認なんかに出るわけでございますけれど、前もって、それを申し込むと。そして、月曜日が休みですけど、日曜日に誰もいない時、その場合は、職員、何か、これ、出るようになるん？そこらへんは、どんなんでしょう。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（石堂 基君） 三日月支所長。

三日月支所長（服部吉純君） 支所は当然、平日、月曜日から金曜日、8時半から 17 時 15 分が受付業務時間となっております。

それから、地域交流センター部分の 1 階部分、それから、4 階部分、それから、2 階の会議室機能につきましては、現在の文化センターがそのようになっておりますけども、今回上程しております条例で、平日の夜は 10 時まで会議機能は使えることにしておりますし、それから、休日は閉館日でございますが、土曜日、日曜日についても、現在の文化センターと同じように、シルバー人材センターのほうへ業務委託しますので、その時間帯はシルバー人材センターのほうで受付対応をするということで計画しております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） そしたら、土曜日、日曜日はシルバー人材センターに委託するわけでございますけれど、申し込みがあってもなくても、そのシルバーの人が誰かは出ているということやね。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（石堂 基君） 三日月支所長。

三日月支所長（服部吉純君） 現在、三日月、それから、南光、上月もそうでございますけども、文化センター機能を土曜日、日曜日開館しております。

それから、1 階部分の交流広場機能として、住民の方が、土日でも来られるような形で、従来も、そのように開館しておりますので、これからも、地域交流センターを開館しても、土日につきましては、開放いたしますので、シルバー人材センターのほうの職員が開館時間中はおるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 工事が終わった暁には駐車場をつくると言っていますけれど、そこは何台ぐらいとめる駐車場なのですか。

〔三日月支所長 挙手〕

議長（石堂 基君） 三日月支所長。

三日月支所長（服部吉純君） まだ、本年度設計業務を行いますので、詳細なことは、まだ確定しておりませんが、大体、今の駐車場が 20 数台とめられます。それを、約倍ぐらいの形で 40 台から最高 50 台ぐらいとめられるような形で整備できたらなと考えております。

議長（石堂 基君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としています議案第 29 号及び議案第 30 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号及び議案第 30 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 38. 議案第 31 号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 38、議案第 31 号、押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 31 号、押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対策として、国を挙げてテレワークやリモートワークが推進されました。その中で、書面主義・押印原則・対面主義が阻害要因となっているとの声が経済団体から起こりました。

こうした状況を受けて、国の規制改革推進会議を中心に、押印原則等の見直しに関する方針がまとめられ、各省庁に対して検討が求められました。さらに、デジタル改革関係閣僚会議において、規制改革・行政改革担当大臣から、行政手続における押印について、原則として押印廃止との取組方針が示され、スピード感を持って、徹底した見直しが行われ

ることとなりました。

その結果、国の見直し内容として「行政手続の 99.4%について、押印廃止又は廃止の方向とし、関係省令・政令は速やかに改正し、法改正が必要なものは、通常国会に一括法を提出する」ことが発表されました。

一方で、地方公共団体に対しても、国の取り組みに準じて、押印原則の見直しが求められており、兵庫県が県独自の手続の 98.5%について押印廃止の方針であることが既に公表されております。

こうした動向を受けて、本町においても、行政のデジタル化の環境整備を推進することを目的に、町独自の申請・届出等の手続について、印鑑登録制度による登録印等、真に必要なものを除いては、押印を原則廃止する方針を定め、令和 3 年度からの実施に向けて取り組んでおります。

その中で、このたびの条例の制定は、1 つ、佐用町三河基幹集落センター条例。2 つ目に、佐用町火入れに関する条例。3 つ目に、佐用町行造林条例。4 つ目に、佐用町三日月木工加工施設条例。5 つ目に、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例。6 つ目に、佐用町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の 6 条例に規定されている申請書等について、押印を求める規定を廃止する改正を一括して行うことを目的としたものでございます。

それぞれ、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 31 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39. 議案第 32 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 39、議案第 32 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 32 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、第 1 号被保険者の介護保険料を賦課する期間と、所得に応じた段階区分の一部について、基準所得金額を改正するものでございます。

まず、第 8 期介護保険料額、基準額でございますが、高齢者人口、要介護者数や介護給付サービス提供量などをもとに、国の「見える化」システムによる計算では、年額 8 万 3,809 円、月額 6,984 円となるわけでございますが、介護保険準備基金からの繰り入れなどにより調整をいたしまして、第 7 期の保険料額と同額である月額 6,900 円、年額で 8 万 2,800 円と、据え置きとしております。

所得段階別の保険料につきましても、第 1 段階から第 6 段階までにつきましては、第 7 期の保険料額と変更はございません。

第 7 段階から第 9 段階までにつきましては「200 万円を 210 万円に」、「300 万円を 320 万円に」それぞれ、合計所得金額の基準となる範囲を、国の基準改正に伴いまして改正をいたします。

非課税世帯の第 1 段階から第 3 段階につきましては、第 8 期におきましても低所得者保険料軽減が、令和 2 年度と同じ軽減額により継続して実施をされます。これによります、保険料軽減の相当額につきましては、国が 2 分の 1、県、町がそれぞれ 4 分の 1 ずつ負担をすることとなります。

第 8 期計画期間中の介護保険標準給付費及び地域支援事業費の総額を 81 億 3,200 万円余りと見込んでおりまして、その事業費に相当いたします、第 1 号被保険者から賦課・徴収を行う 3 年間の見合いの介護保険料の合計額は、15 億 8,700 万円余りとなる予定でございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 32 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みのおきの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 32 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 40. 議案第 33 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 41. 議案第 34 号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 40 に入ります。 日程第 40 及び日程第 41 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 40、議案第 33 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について及び、日程第 41、議案第 34 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 33 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第 34 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、昭和 51 年度建設の米田改良住宅 7 棟 14 戸のうち、2 棟 4 戸の除却、及び、仁位改良住宅 2 棟 4 戸のうち、1 棟 2 戸の除却に伴う管理戸数の変更により、それぞれ別表中の管理戸数を改正するものでございます。

なお、仁位改良住宅の跡地につきましては、地元自治会の要望に基づき、粗大ごみ置き場として管理及び有効活用いただきます。

米田改良住宅につきましては、点在する 5 棟の住宅を使用しているために、当面は、除却した跡地も含め、米田改良住宅として管理を続けてまいります。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わります。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

ただ今、議題としていますが、議案第 33 号及び議案第 34 号については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第 33 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） どちらの住宅も何人かの方は、まだ、入っていらっしゃるんですけど、その方たちがお出になったら、後は全部このような格好で除却いうのか、そこはなくしてしまう方向なんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） どちらの住宅につきましても、米田改良住宅の場合は、入居者が5戸9名の方が残っております。

今、既に取り壊したところ、それから、まだ、ほかに2戸1棟でございますので、空いている戸もございますが、棟としては人がお入りになっているという状況ですので、そうした空いた部屋につきましては、政策空家としてお貸ししておりません。ですから、今、ご質問があったとおり、今後、政策空家として空けたままの状態、住居者の方が減ってまいりますので、最終的には今回のように除却をしまいるという方向で進めてまいります。

議長（石堂 基君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第33号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第33号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。
続いて、議案第34号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（石堂 基君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第34号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第34号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（石堂 基君） 挙手、全員です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第 42. 議案第 35 号 佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 42、議案第 35 号、佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 35 号、佐用町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
このたびの改正内容は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、道路構造令が改正されたことに伴い、交通安全施設に自動運行補助施設が加えられたほか、新たに賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため歩行者利便増進道路の基準が追加されたための一部改正でございます。
また、条例で引用している道路構造令に、今回の改正による条ずれが生じたので、併せて改正するものでございます。
ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（石堂 基君） 当局の説明が終わりました。
本案については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

8 番（岡本義次君） 10 条の中で、令第 42 条第 1 項においてと謳っておりますけれど、その 42 条の第 1 項とは、どういうことを言わんとしておるのか、そのことを、ちょっと教えて。

〔建設課長 挙手〕

議長（石堂 基君） 建設課長。

建設課長（重崎勇人君） はい、お答えをいたします。
この第 42 条第 1 項においてというところでございますが、まず、この歩行者専用道路の幅員というところを謳っております、これに基づきましては、今回の条例でいきますと、狭い道路ではなく、広い歩道、具体的に言いますと 2.5 メートル以上という規格がございまして、そういったものを指して表示をしているものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（石堂 基君） 岡本義次議員。

日程第 54. 議案第 47 号 令和 2 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

日程第 55. 議案第 48 号 令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 43 に入ります。日程第 43 から日程第 55 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって日程第 43、議案第 36 号、令和 2 年度佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）についてから、日程第 55、議案第 48 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）についてまでを、一括議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 36 号から議案第 48 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 36 号、佐用町一般会計補正予算案（第 9 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,327 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 154 億 7,303 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

町税につきましては、6,381 万 2,000 円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税は 1,867 万 9,000 円、5,390 万 9,000 円の増額。軽自動車税、入湯税は 737 万 6,000 円、140 万円の減額。それぞれ収入見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、351 万 4,000 円の減額となります。

使用料及び手数料につきましては、824 万 8,000 円の減額でございます。うち、使用料は 824 万 9,000 円の減額、手数料は 1,000 円の増額でございます。

国庫支出金につきましては、484 万 2,000 円の増額となります。うち、国庫負担金、国庫補助金は 197 万 2,000 円、287 万円の増額でございます。

県支出金につきましては、2,649 万 6,000 円の減額であります。うち、県負担金、県補助金、委託金は、それぞれ 264 万 9,000 円、2,100 万 4,000 円、284 万 3,000 円の減額でございます。

財産収入につきましては、34 万 2,000 円の増額であります。

寄附金につきましては、695 万 9,000 円の増額でございます。

繰入金につきましては、4,983 万 2,000 円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は 577 万 7,000 円の増額。基金繰入金は 5,560 万 9,000 円の減額で、財政調整基金繰入金は 2,639 万 9,000 円の減額、災害復興基金繰入金は 2,921 万円の減額でございます。

諸収入につきましては、4,052 万 5,000 円の増額であります。うち、貸付金元利収入、雑入は 190 万 8,000 円、3,861 万 7,000 円の増額でございます。

町債につきましては、9,166 万 6,000 円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

総務費につきましては、1 億 6,905 万 7,000 円の減額となります。うち、総務管理費は 1 億 6,713 万 8,000 円の減額で、三日月支所大規模改修事業費の精査によるものが、主な

ものでございます。徴税費、統計調査費は124万9,000円、67万円の減額でございます。

民生費につきましては、8,237万9,000円の減額。うち、社会福祉費は6,436万3,000円の減額で、佐用朝霧園移転改築事業費の精査によるものが、主なものでございます。児童福祉費は1,801万6,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、2,308万5,000円の減額でございます。うち、保健衛生費、清掃費ともに、事業の精査によるもので、2,226万円と82万5,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、2,366万1,000円の減額。うち、農業費は1,719万8,000円、林業費は646万3,000円の減額でございます。

商工費につきましては、2,794万円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大による利用者の減少によって、宿泊料などが減少したために、笹ヶ丘荘特別会計繰出金3,460万円を計上いたしております。

土木費につきましては、3,281万円の減額でございます。うち、土木管理費は3,805万9,000円の増額で、急傾斜地崩壊対策事業の事業量の増加により増額といたしております。道路橋梁費は5,882万円の減額で、道路維持や新設改良事業など、実績見込みにより減額をいたしております。下水道費は1,040万円の増額。住宅費は2,244万9,000円の減額でございます。

消防費につきましては、2,267万2,000円の減額であります。

教育費につきましても、3,062万4,000円の減額でございます。うち、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費は、それぞれ16万2,000円と261万6,000円、143万9,000円、1,795万8,000円、844万9,000円のそれぞれの減額となっております。

公債費につきましては、2億9,608万7,000円の増額。繰上償還の財源として、元金を3億1,504万5,000円増額いたしております。

諸支出金につきましては、301万5,000円の減額でございます。うち、公営企業費は347万6,000円の減額でございます。基金費は46万1,000円の増額で、基金利子の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、ご説明いたします。

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業640万円、旧木村邸活用事業2,000万円、障がい者福祉システム改修事業93万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,326万7,000円、地籍調査事業1,110万円、道路改良事業1,993万円、道路メンテナンス事業3,984万8,000円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

次に、債務負担行為の変更につきまして、5ページの第3表、債務負担行為補正によりまして、ご説明をいたします。

利神城跡応急対策事業につきましては、令和2年度の実績見込み、及び令和3年度、4年度の実施予定見込みに基づきまして、限度額を4,300万円から5,608万2,000円に変更をいたします。

最後に、地方債の追加、変更につきまして、第4表、地方債補正によりまして、ご説明をいたします。

地方債の追加は、減収補填債2,423万4,000円。減収補填債は、地方税の収入額が標準収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される起債で、令和2年度に限り、新型コロナウイルスの感染拡大による地方自治体の財政難に対応するため、補填の対象に地方消費税など7税目を追加するなど制度が拡充されてございます。

地方債の変更は、急傾斜地崩壊対策事業におきまして、事業量が増加し、起債額の増加

が見込まれるため、限度額を 9,180 万円に改めております。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、令和 2 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 501 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,756 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

財産収入の増額は、秀谷太陽光発電所が稼働を開始し、安定的に売電が継続できていることから、佐用・IDEC 有限責任事業組合からの出資配当金を 500 万円増額するものでございます。

繰越金につきましては、2,000 円の増額で、令和元年度の決算確定に伴うものでございます。

諸収入につきましては、1 万 5,000 円の増額で、メガソーラー事業資金貸付金元利収入のうち、利息収入を増額するものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

繰出金につきましては、501 万 7,000 円の増額でございます。歳入でご説明をさせていただいた出資配当金の増額等の理由により一般会計への繰出金を増額するものでございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計補正予算案についての提案の説明といたします。

次に、議案第 38 号、令和 2 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,295 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 5,550 万 5,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

県支出金につきましては、県補助金 1 億 1,100 万円の増額で、実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、2 万円の増額で、保険給付費準備基金預金利子でございます。

諸収入につきましては、193 万 7,000 円の増額で、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費は、7,000 円の増額で、中央会負担金でございます。

保険給付費につきましては、1 億 1,100 万円の増額であります。内訳といたしまして、実績見込みにより、療養諸費 9,300 万円、高額療養費 1,800 万円が、それぞれ増額でございます。

基金積立金につきましては、国民健康保険支払準備基金積立金で、2 万円の増額でございます。

諸支出金は、193 万円の増額で、保険給付費等交付金返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案とさせていただきます。

次に、議案第 39 号、令和 2 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 613 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 1,421 万 4,000 円に改めるものでございます。

それでは、歳入から説明をいたします。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金で、14 万 1,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金で 599 万 8,000 円の減額でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

保健事業費は、74万5,000円の減額、健康診査委託料の減額等でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、539万4,000円の減額で保険基盤安定制度負担金及び広域連合共通経費分賦金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第40号、令和2年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第3号)について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,122万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9,456万4,000円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ521万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

国庫支出金につきましては、244万9,000円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては179万5,000円の減額で、介護給付費負担金の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金におきましては65万4,000円の減額で、調整交付金の実績見込みによる減額であります。

支払基金交付金につきましては、289万4,000円の減額。

県支出金につきましては、194万円の減額でございます。これらにつきましても、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入におきまして、6万3,000円の増額。介護保険給付費準備基金預金利子の増額でございます。

繰入金につきましては、400万8,000円の減額で、うち、一般会計繰入金におきまして、212万2,000円の減額。基金繰入金におきまして188万6,000円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、57万円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては23万円の増額であります。介護認定審査会費におきましては80万円の減額で、認定調査費など、実績見込みに基づく減額であります。

保険給付費につきましては、1,198万円の減額であります。うち、介護サービス等諸費におきましては916万1,000円の減額。介護予防サービス等諸費におきましては375万2,000円の減額。また、特定入所者介護サービス等費におきましては93万3,000円の増額。それぞれ、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、125万9,000円の増額で、介護予防・生活支援サービス事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、6万3,000円の増額でございます。

続いて、サービス事業勘定について、ご説明をさせていただきます。

歳入でございますが、サービス収入につきまして、76万円の増額、予防給付費収入及び介護予防・日常生活支援総合事業費収入の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきまして、一般会計への繰出金76万円の増額といたしております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第41号、令和2年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第3号)につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ347万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,901万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

事業収入につきましては、3,828万3,000円の減額で、生活扶助費と施設事務費の減額

でございます。

寄附金につきましては、1万9,000円の増額。一般寄附金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3,525万3,000円を増額いたしております。

諸収入につきましては、46万4,000円の減額でございます。うち、受託事業収入におきましては33万2,000円の減額。雑入におきましては13万2,000円の減額で、いずれも実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして347万5,000円の減額。運営費など、実績見込みに基づくものでございます。

以上で、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第42号、令和2年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,384万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,445万円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。予算書1ページ、ご覧ください。

分担金及び負担金の加入負担金につきましては、精算見込みにより600万円を減額し、使用料及び手数料の水道使用料につきましては、6万5,000円の減額、財産収入の財政調整基金預金利子を1万1,000円の減額、繰入金につきましては、精算見込みにより一般会計繰入金3,656万7,000円を減額いたしております。諸収入につきましては、雑入330万1,000円の減額で、国県道の改良工事に伴う水道管移設補償費でございます。町債につきましては、1億1,790万円の簡易水道事業債の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に、歳出でございます。簡易水道事業費につきまして、1億6,173万5,000円を減額し、うち管理費におきましては5,756万2,000円の減額で、主なものは消費税の納付額確定によるものでございます。建設改良費につきましては、1億417万3,000円の減額で、工事請負費、委託料の精算見込みによるものでございます。

公債費につきましては、210万9,000円の減額で、起債償還利子の支払い見込み額によるものでございます。

次に、繰越明許費補正でございますが、第2表の繰越明許費補正によりまして、ご説明をいたします。

簡易水道事業の工事請負費として、県道改良工事に伴う水道管移設工事を、県土木との協議により年度内発注する必要が生じたために624万4,000円を地方自治法第213条に規定する繰越明許費に設定するものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、令和2年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,233万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億853万5千円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

一般会計繰入金につきましては、1,040万円の追加で、実績による増額でございます。

諸収入につきましては、雑入576万5,000円の減額で、県道改良工事に伴う下水道管移設補償費の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道事業債770万円の追加で、本年度対象事業の精算見込みによるものであります。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、1,415万5,000円を追加し、うち、管理費におきましては、消費税申告に伴う279万円の追加でございます。事業

費につきましては、工事請負費 1,136 万 5,000 円の増額でございます。

公債費につきましては、182 万円の減額で、起債償還利子の支払い見込み額によるものでございます。

次に、繰越明許費補正でございますが、公共下水道事業費の工事請負費として、三日月浄化センターの前処理施設建設工事他 1 件をあわせて 4 億 5,516 万 7,000 円を地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費に設定するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 44 号、令和 2 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 931 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,107 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

一般会計繰入金につきましては、924 万 6,000 円を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入 7 万円の減額で、事務手数料の減額によるものでございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきまして、浄化槽管理費 931 万 6,000 円の減額で、修繕料、管理委託料の精算見込みによるものと、消費税の納付額確定によるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 45 号、令和 2 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 257 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 510 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料につきましては、使用料 324 万円の減額で、新型コロナウイルス感染症によるグループロッジの利用者減によるものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 4,000 円の減額で、整備基金預金利子の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入 66 万 5,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

教育費につきまして、社会教育費 257 万 5,000 円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症での利用者減による、光熱水費の減額、寝具等レンタル料の減額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、基金費 4,000 円の減額で、整備基金積立金預金利子の減額でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 46 号、令和 2 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 4 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,621 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,357 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 7,000 万円の減額で、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業をはじめ利用者数の制限、大浴場の休止、宴会の規制などによる、著しい利用者の減少によるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,378 万 8,000 円の増額で、事業収入の減少に伴うものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 3,621 万 2,000 円の減額であります。新型コロナウイルス感染症対策のため利用者数の減少による、賄材料費や光熱水費、清掃業務委託料やアルバイト謝金の減額が主なものであります。

今回の補正は、2月、3月分については、見込額での試算であるために、今後、さらに増減が生じる場合もございますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 47 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,065 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 178 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

財産収入におきましては、2,088 万 8,000 円の減額で、これは、利子及び配当金の減額と、広山団地 1 区画、茶屋区画 2 区画の合計 3 区画が売却できなかったことによる減額でございます。

繰越金におきましては、23 万 5,000 円の増額で、前年度繰越金を計上させていただいております。

諸収入につきましては、1,000 円の減額で雑入を皆減いたしております。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、2,055 万 3,000 円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、需用費・委託料・積立金を減額いたしております。

予備費につきましては、10 万 1,000 円の減額で、皆減をいたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度佐用町水道事業会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、令和 2 年度事業計画の見直しと建設改良工事の精算見込みによるものでございます。

まず、第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、水道事業収益の第 1 項、営業収益を 3 万 2,000 円減額しております。第 2 項、営業外収益を 282 万 8,000 円減額し、水道事業収益の総額を 2 億 1,387 万 4,000 円に。支出の第 1 款、水道事業費用の第 1 項、営業費用を 112 万 2,000 円の増額。第 2 項、営業外費用を 79 万 8,000 円減額し、水道事業費用の総額を 2 億 4,750 万 6,000 円に改めるものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出において、収入の第 1 款、資本的収入、第 1 項、企業債を 7,930 万円減額し、第 2 項、他会計出資金を 1,000 円増額。第 4 項、他会計補助金を 61 万 4,000 円減額し、資本的収入の総額を 3 億 3,966 万 1,000 円に改めるものでございます。支出は、第 1 款、資本的支出、第 1 項、建設改良費を 9,116 万円減額し、資本的支出の総額を 3 億 9,852 万 5,000 円に改めるものでございます。

最後に、第 4 条、他会計からの補助金につきましては、各項目につきまして実績見込みにより補正をいたしております。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

以上、議案第 36 号から議案第 48 号までの各会計につきましての補正予算案につきまして、ご説明をさせていただきました。それぞれ、ご審議の上、ご承認を賜りますように、

よろしくお願いを申し上げます、提案説明を終らせていただきます。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

ただ今、議題としています、議案第 36 号から議案第 48 号までについては、3 月 15 日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

-
- 日程第 56. 議案第 49 号 令和 3 年度佐用町一般会計予算案について
日程第 57. 議案第 50 号 令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第 58. 議案第 51 号 令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第 59. 議案第 52 号 令和 3 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第 60. 議案第 53 号 令和 3 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第 61. 議案第 54 号 令和 3 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について
日程第 62. 議案第 55 号 令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について
日程第 63. 議案第 56 号 令和 3 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について
日程第 64. 議案第 57 号 令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第 65. 議案第 58 号 令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
日程第 66. 議案第 59 号 令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について
日程第 67. 議案第 60 号 令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第 68. 議案第 61 号 令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 56 に入ります。日程第 56 から日程第 68 までを、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 56、議案第 49 号、令和 3 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 68、議案第 61 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 49 号から議案第 60 号までにつきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 49 号、令和 3 年度佐用町一般会計予算の提案をご説明させていただきます。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 122 億 1,653 万円、対前年度比 6 億 3,914 万 5,000 円、5.0%の減額となっております。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

町税につきましては、町民税をはじめとする5つの項の合計で19億4,901万5,000円を計上し、対前年度比1億4,047万3,000円、6.7%の減でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、交付実績及び、総務省から示された令和3年度地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする3つの項の合計で1億6,880万円を計上し、対前年度比3.2%の減でございます。

利子割交付金は、99万円、65.9%の減。

配当割交付金は、970万円、4.9%減。

株式譲渡所得割交付金は、600万円、39.5%の増。

法人事業税交付金は、450万円、51.1%減でございます。

地方消費税交付金は、3億5,710万円、4.7%の減であります。うち、社会保障財源化分は1億9,470万円、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,860万円、11.7%増でございます。

環境性能割交付金は、1,340万円、44.3%減でございます。

地方特例交付金は、1億1,229万9,000円、対前年度比515.8%増となっており、新たな交付金として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金9,549万9,000円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税53億2,981万4,000円、特別交付税5億円を計上いたしております。国が示す、令和3年度地方財政対策では、地方交付税総額は、17兆4,000億円、対前年度比5.1%増でございますが、佐用町におきましては、算定替増加額の段階的縮減措置が令和2年度に終了したことに加え、2020年国勢調査の調査結果に基づく算定人口の減少を考慮して、普通交付税は、令和2年度決定額に比べて、約2,100万円、0.4%増を見込んでおります。

交通安全対策特別交付金は、前年同額の400万円でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金・負担金の合計で4,451万円、対前年度比17.2%減を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料・手数料の合計で2億3,061万5,000円、対前年度比0.5%減を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする3つの項の合計で6億9,884万9,000円、対前年度比9.0%増を計上いたしております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする3つの項の合計で8億8,141万円、対前年度比7.2%減を計上いたしております。

財産収入につきましては、財産運用収入・財産売払収入の合計で5,547万8,000円、対前年度比8.5%減でございます。

寄附金につきましては、2,000万2,000円、対前年度比17.7%増を計上いたしております。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で2億5,975万6,000円、対前年度比38.1%減を計上しております。

繰越金につきましては、1,000円の計上といたしております。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする5つの項の合計で2億2,767万6,000円、対前年度比0.2%増の計上でございます。

町債につきましては、12億9,401万5,000円、対前年度比31.0%減の計上となっております。

次に、歳出についてであります。

まず、議会費につきましては、1億1,460万8,000円、対前年度比4.7%減となっております。

総務費につきましては、14億2,335万8,000円で、対前年度比28.8%減の計上となっております。うち、総務管理費は11億8,581万9,000円。平福のにぎわいづくり拠点整備として、旧木村邸の利活用事業を推進いたします。また、町が所有するマイクロバス1台を更新いたします。選挙費は4,541万4,000円で、令和3年度に執行予定の町長選挙、県知事選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費を、それぞれ計上いたしております。徴税费、戸籍住民登録費、統計調査費、監査委員費につきましては、前年度と同程度の事業内容でございます。

次に、民生費につきましては、31億6,039万8,000円、対前年度比16.5%の減を計上いたしております。うち、社会福祉費は22億9,365万円。主なものといたしまして、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億6,135万5,000円、介護保険特別会計繰出金4億7,107万4,000円、外出支援サービス事業委託料1,567万1,000円、地域介護拠点整備費補助金5,950万円、障害福祉サービス費5億1,820万8,000円などを計上いたしております。次に、児童福祉費は8億6,067万2,000円で、主なものといたしまして、保育園の運営による5億478万4,000円、子育て支援センターの運営に1,856万5,000円などがございます。国民年金事務取扱費は577万6,000円。災害救助費は30万円でございます。

次に、衛生費につきましては、12億5,074万7,000円、対前年度比2.0%減を計上いたしております。うち、保健衛生費は、7億8,706万2,000円で、主なものといたしましては、救急医療等確保対策助成金750万円、郡病院群輪番制運営事業補助金2,445万5,000円、簡易水道事業特別会計繰出金1億3,673万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料7,263万6,000円などがございます。清掃費は4億6,368万5,000円となっており、主なものといたしましては、にしはりま環境事務組合負担金2億4,528万5,000円などを計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、9億4,157万円、対前年度比6.2%の減を計上しております。うち、農業費は7億2,946万3,000円。主なものといたしましては、農作物特産定着化対策費補助金1,710万円、中山間地域等直接支払推進事業補助金3,447万円、農業の担い手確保補助金3,255万円などがございます。農地の保全については、町単独土地改良事業補助金3,000万円。また、多面的機能支払事業負担金は9,300万円で、農地の維持・管理に取り組んでまいります。次に、林業費は2億1,210万7,000円、主なものといたしましては、地形図作成業務委託料5,000万円、航空レーザー測量委託料3,267万円、町単独造林事業補助金3,700万円、鹿などの有害鳥獣駆除対策についても継続して取り組んでまいります。

次に、商工費につきましては、1億7,929万1,000円で、対前年度比1.2%減を計上いたしております。主なものといたしまして、ビジネスプランコンテスト委託料200万円、町商工会助成金2,550万円、町観光協会補助金600万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金3,134万9,000円などがございます。

次に、土木費につきましては、12億5,728万円を計上し、対前年度比は6.0%減でございます。うち、土木管理費は1億3,640万9,000円。主なものといたしましては、急傾斜地崩壊対策事業負担金7,200万円を計上しております。道路橋梁費は5億5,449万9,000円で、道路維持に2億1,943万3,000円、道路新設改良に9,999万円などがございます。河川費は5,083万3,000円。都市計画費は2,668万円。下水道費は4億3,496万9,000円。住宅費は5,389万円などがございます。

次に、消防費につきましては、5億4,046万2,000円、対前年度比4.5%減を計上いたし

ております。主なものといたしましては、西はりま消防組合負担金 4 億 428 万 5,000 円。非常備消防では、消防団の車両 1 台の車両購入費 1,050 万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、12 億 1,898 万 1,000 円、対前年度比 23.0%増となっております。うち、教育総務費は 1 億 7,674 万 6,000 円で、小学校費は 1 億 7,787 万 5,000 円。中学校費は 2 億 4,019 万 6,000 円を計上いたしております。それぞれ、少子化対策として取り組んでおります副教材費相当を補助する子育て支援事業補助金などを計上いたしております。社会教育費は 3 億 8,972 万 3,000 円で、国史跡利神城跡については、石垣や斜面の崩壊防止のため、応急対策事業を引き続き、実施をいたします。保健体育費は 2 億 3,444 万 1,000 円で、体育館、町民プール、給食センターなどの運営経費を計上いたしております。

公債費につきましては、19 億 9,427 万 5,000 円、対前年度比 38.4%増を計上しております。元金償還金は、繰越償還（日程終了後「繰上償還」に訂正あり）を 4 億 5,000 万円含め 19 億 2,711 万 1,000 円、利子償還金 6,213 万 4,000 円でございます。

諸支出金につきましては、1 億 2,556 万円、対前年度比 13.2%減を計上しております。うち、公営企業費は 6,675 万 5,000 円。基金費は 5,880 万 5,000 円。一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000 万円で、毎年同額の計上となっております。

続きまして、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表の債務負担行為によりまして、ご説明をさせていただきます。6 ページでございます。

ひまわりの郷ふれあいセンター指定管理委託につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで 192 万円。

長谷地域交流センター指定管理委託につきましては、令和 4 年度から、同じく令和 7 年度まで 470 万円。

養護老人ホーム佐用朝霧園指定管理委託につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで 800 万円。

南光地域福祉センター指定管理委託につきましては、同じく令和 4 年度から令和 7 年度まで 800 万円。

久崎老人福祉センター指定管理委託につきましては、同じく令和 4 年度から令和 7 年度まで 800 万円。

三日月福祉拠点施設指定管理委託につきましては、同じく令和 4 年度から令和 7 年度まで 144 万円。

農産物処理加工施設指定管理委託につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで 2,762 万円。

土づくりセンター指定管理委託につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで 3,120 万円。

昆虫館指定管理委託につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで 776 万 4,000 円。

平福郷土館指定管理委託につきましては、令和 4 年度から令和 7 年度まで 346 万円。

中小企業者支援事業資金融資利子補給につきましては、令和 4 年度から令和 6 年度まで 600 万円。

それぞれ、地方自治法第 214 条の規定に基づき、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条の地方債につきまして、7 ページ、8 ページの第 3 表、地方債のとおりでございます。各事業の財源として、総額で 12 億 9,531 万 5,000 円を計上して、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、予算の第 4 条、一時借入金につきまして、ご説明をさせていただきます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を 30 億円と定めるものでございます。

最後に、予算の第 5 条、歳出予算の流用につきまして、説明をさせていただきます。地方自治法第 220 条第 2 項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるものであり、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人件費と定めております。

以上で、令和 3 年度一般会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

それでは、特別会計に入ります。

次に、議案第 50 号、令和 3 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、ご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,732 万円と定めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

財産収入につきましては、財産運用収入 3,648 万 2,000 円で、町有地であります中山発電所及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC 有限責任事業組合へ貸し付けをしておりますので、その用地賃貸料の合計が 1,148 万 2,000 円、また、組合への出資に対する配当金として 2,500 万円を計上いたしております。

繰越金につきましては、令和 2 年度からの繰越金として 1,000 円となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入 4,083 万 7,000 円で、組合へ貸し付けをしております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金 7,731 万 9,000 円で、一般会計への繰出金でございます。うち、4,000 万 8,000 円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000 円、名目の予算でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明を終らせていただきます。

次に、議案第 51 号、令和 3 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 億 2,507 万 8,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。

国民健康保険税につきましては、3 億 3,369 万 5,000 円を計上し、対前年度比 1,153 万 8,000 円、3.3%の減でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税が 3 億 3,339 万 5,000 円、対前年度比 1,153 万 8,000 円、3.3%の減となっており、退職被保険者国民健康保険税は、前年度と同額の 30 万円を計上いたしております。

一部負担金は 2,000 円。

使用料及び手数料は 15 万円でございます。

国庫支出金は、皆減でございます。

県支出金は、県補助金として保険給付費等交付金 15 億 9,839 万 2,000 円を計上しております。

財産収入は、11 万 4,000 円で財産運用収入でございます。

繰入金は、1 億 9,116 万 8,000 円を計上し、他会計繰入金として、一般会計から 1 億 6,135 万 5,000 円の繰入を計上しております。基金繰入金は 2,981 万 3,000 円を計上しております。

繰越金は、1,000 円の名目予算でございます。

諸収入は、155 万 6,000 円を計上し、うち、延滞金、加算金及び過料が 105 万円、受託事業収入が 1,000 円、雑入が 50 万 5,000 円でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

総務費につきましては、3,434万円を計上し、内訳といたしまして、総務管理費が、人件費・事務費等で3,267万8,000円。徴税費が、国民健康保険税の賦課徴収経費として144万2,000円。運営協議会費が21万8,000円。趣旨普及費が2,000円でございます。

次に、保険給付費につきましては、15億3,497万円を計上し、内訳といたしまして、療養諸費が12億9,667万9,000円。高額療養費が2億3,205万2,000円。移送費が1万1,000円。出産育児諸費が420万3,000円。葬祭諸費が200万円。結核医療付加金が2万4,000円。傷病手当金が1,000円でございます。

次に、国民健康保険事業費納付金につきましては、5億3,157万円を計上しております。内訳といたしまして、療養給付費分が3億8,008万1,000円。後期高齢者支援金等分が1億1,592万6,000円。介護納付金分が3,556万3,000円でございます。

次に、保健事業費につきましては、1,078万4,000円を計上し、特定健康診査等事業費が938万5,000円。保健事業費が139万9,000円でございます。

次に、基金積立金につきましては、11万4,000円で、財政調整基金から生じます利子分の積み立てを計上いたしております。

次に、諸支出金につきましては、330万円を計上し、償還金及び還付加算金でございます。

予備費は、1,000万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして説明をさせていただきます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条の歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費として、予算第3条第1号にて「保険給付費」と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案の説明を終らせていただきます。

次に、議案第52号、令和3年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,296万6,000円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、2億1,699万2,000円を計上し、対前年度比623万1,000円、3.0%増でございます。

使用料及び手数料は、1,000円で、督促手数料であります。

県広域連合支出金は、後期高齢者健康診査補助金等で、203万円でございます。

寄附金は、1,000円の名目予算であります。

繰入金は、9,865万9,000円で、全額が一般会計繰入金でございます。

繰越金は、406万9,000円であります。

諸収入は、121万4,000円を計上し、延滞金、加算金及び過料が2,000円。償還金及び還付加算金が121万円。雑入が2,000円でございます。

次に、歳出についてであります。総務費につきましては、職員の人件費及び事務費として、1,154万7,000円を計上しております。

保健事業費につきましては、後期高齢者の健康診査に係る経費281万9,000円を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金として、3億727万9,000円を計上しております。

諸支出金につきましては、122万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、償還金及び還付加算金が122万円。繰出金が1,000円でございます。

予備費は、10万円を計上しております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして説明させていただきます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000万円と定めるものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明を終らせていただきます。

次に、議案第53号、令和3年度佐用町介護保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ28億6,312万4,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、それぞれ520万7,000円と定めております。

まず、事業勘定の歳入から説明をいたします。

保険料につきましては、介護保険料として第1号被保険者保険料4億9,995万円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金1,000円の計上でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料1,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、7億4,759万3,000円を計上し、うち、国庫負担金におきましては4億6,991万6,000円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金におきましては2億7,767万7,000円で、介護給付費に係る調整交付金、地域支援事業交付金及び保険者機能強化推進交付金などがございます。

支払基金交付金につきましては、7億3,098万円を計上しております。

県支出金につきましては、4億816万8,000円であります。うち、県負担金におきましては、介護給付費に係る法定負担分3億9,203万5,000円を計上し、県補助金1,613万3,000円は、地域支援事業交付金であります。

財産収入につきましては、財産運用収入11万5,000円を計上し、基金預金利子であります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4億7,107万4,000円でございます。

繰越金につきましては、科目設定として1,000円でございます。

諸収入につきましては、524万1,000円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては2,000円。雑入におきましては523万9,000円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1億1,822万4,000円でございます。うち、総務管理費におきましては1億684万1,000円で、人件費及び電算システム保守点検委託料などの事務費を計上いたしております。介護認定審査会費におきましては1,028万5,000円を計上し、主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費におきましては30万6,000円。地域支援事業費におきましては79万2,000円をそれぞれ計上しております。

保険給付費につきましては、26億5,215万7,000円を計上しております。うち、介護サービス等諸費におきましては23億6,575万7,000円で、在宅介護サービスなどの保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費におきましては1億1,518万3,000円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費におきましては180万4,000円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては5,117万7,000円でございます。特定入所者介護サービス等費におきましては、1億917万1,000円、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては906万5,000円でございます。

地域支援事業費につきましては、8,330万4,000円を計上いたしております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては4,994万6,000円で、訪問型サービス、通所型サービス及びその他生活支援サービスに係る事業費などを計上いたしております。一般介護予防事業費におきましては586万4,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものでございます。包括的支援事業費におきましては947万2,000円で、総合相談支援業務など地域包括支援センターの事業費のほか、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携推進事業費などを計上いたしております。任意事業費におきましては1,786万6,000円で、家族介護支援事業委託料などが主なものでございます。その他諸費におきましては15万6,000円で、訪問型サービス及び通所型サービスに係る審査支払手数料でございます。

基金積立金につきましては、582万7,000円を計上し、介護給付費準備基金積立金であります。

諸支出金につきましては、61万2,000円でございます。償還金及び還付加算金におきまして61万1,000円、繰出金におきまして1,000円を、それぞれ計上しております。

予備費につきましては、300万円を計上しております。

続いて、サービス事業勘定についての説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、サービス収入については、520万7,000円を計上しております。うち、予防給付費収入におきましては399万円9,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきまして120万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、38万1,000円を計上し、うち、居宅サービス事業費におきまして26万8,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費におきましては11万3,000円でございます。

諸支出金につきましては、繰出金482万6,000円を計上し、一般会計への繰出金でございます。

次に、予算第2条の一時借入金につきましてはありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条の歳出予算の流用についてありますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費につきましては、予算第3条第1項第1号に規定する「保険給付費」と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算案の提案の説明を終わらせていただきます。

議長（石堂 基君） 恐れ入ります。庵途町長、しばらくお待ちください。

町長（庵途典章君） はい。

議長（石堂 基君） お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開を3時15分、3時15分とします。

午後03時00分 休憩

議長（石堂 基君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続きになりますが、説明を、庵途町長お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） どうも、議長にご配慮いただきまして、休憩を入れていただきまして、ありがとうございます。

あと残り、まだ、しばらくありますので、お聞きになっていただくほうも本当にしんどいと思いますけれども、最後まで、ひとつよろしくをお願いします。

それでは、引き続きまして、議案第54号、令和3年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

最初に、簡易水道事業の概要を説明させていただきます。

令和2年度3月31日現在でございますが、給水戸数5,231戸、年間総配水量205万4,684立米、日平均配水量5,629立米でございます。

それでは、予算案についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,278万9,000円に定めております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金1,277万1,000円を計上し、新規加入40件、給水工事負担金1件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3億5,296万8,000円を計上し、使用料につきましては3億5,234万5,000円で、令和2年度の使用状況を勘案して、現年度分3億4,952万5,000円、滞納分として280万9,000円を見込んでおります。手数料におきましては62万3,000円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入17万1,000円で、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金1億3,717万3,000円で、内訳は一般会計繰入金1億3,673万8,000円、財政調整基金繰入金43万5,000円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円を計上し、諸収入につきましては、雑入として600万5,000円を計上、その主なものは、国県道改良工事に伴う移設補償費でございます。

町債につきましては、3億3,370万円を計上いたしております。内訳は、建設改良費の財源として、簡易水道事業債3億3,280万円と、公営企業会計適用債90万円を計上いたしております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

簡易水道事業費につきましては、6億4,309万6,000円を計上いたしております。うち、管理費におきましては2億8,012万6,000円を計上し、主なものとして、一般管理費は、6,089万1,000円で、審議会委員報酬、人件費及び公課費として消費税納付金などの経常経費でございます。現場管理費では2億1,906万4,000円で、施設の維持管理運転経費を計上しております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として9,173万8,000円を。役務費では、浄水施設等の電話回線使用料226万2,000円を。委託料では、電気保安業務、メーター検針、電気計装設備管理、水道施設管理等の各種委託料として8,925万8,000円を。工事請負費では、薬注装置の更新、流量計更新、送配水ポンプ交換等で2,220万円を。原材料費では、水道嵩上げ資

材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として 1,235 万 8,000 円などがございます。

建設改良費におきましては 3 億 6,297 万円を計上し、うち、委託料 4,560 万円の主なものは水道管布設替及び施設更新設計業務として 4,000 万円、水道管漏水調査業務委託として 260 万円ほかを計上いたしております。工事請負費につきましては 3 億 1,737 万円を計上し、真宗、東徳久、河崎・上三河、三日月・茶屋地内他での水道管布設替工事と、本位田浄水場膜モジュール更新工事、ポンプ更新工事や道路改良工事に伴う移設工事等を実施することといたしております。

公債費につきましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で 1 億 9,959 万 3,000 円を計上いたしております。

予備費につきましては、10 万円の計上でございます。

次に、予算第 2 条の債務負担行為につきまして、説明させていただきます。予算書 3 ページ、第 3 表の債務負担行為で、簡易水道事業法適用支援業務につきまして、地方自治法第 214 条の規定により、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条の地方債について、ご説明させていただきます。

第 3 表地方債のとおり、簡易水道事業 3 億 3,280 万円、公営企業会計適用事業 90 万円の起債予定額におきまして、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 4 条、一時借入金につきまして、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算案の提案の説明を終らせていただきます。

次に、議案第 55 号、令和 3 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 12 億 9,961 万 1,000 円に定めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、155 万 2,000 円を計上し、そのうち、負担金におきましては、6 件の新規加入と 1 件の工事負担金を見込み、155 万円を予定いたしております。

使用料及び手数料につきましては、2 億 3,426 万 1,000 円を計上し、そのうち、使用料におきましては 2 億 3,424 万 1,000 円で、施設使用料として、現年度分 2 億 3,172 万 6,000 円、滞納分 250 万 5,000 円を、行政財産使用料として 1 万円を見込んでおります。手数料におきましては 2 万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金 3 億 1,370 万円を計上し、前処理施設建設工事や生活排水処理施設の統廃合、マンホールポンプ場及び浄化センター設備の改築更新工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 3,496 万 9,000 円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金 1,000 円の計上であります。

諸収入におきましては、1,482 万 8,000 円を計上し、主なものは国県道道路改良工事に伴う下水道管移設補償費等でございます。

町債につきましては、3 億 30 万円を計上しております。内訳は、建設改良費の財源として、公共下水道事業債 2 億 9,830 万円と、公営企業会計適用債 200 万円でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

公共下水道事業費につきましては、8 億 8,657 万 7,000 円を計上させていただいております。うち、管理費におきましては 2 億 1,785 万円を計上し、主なものとして、一般管理費は 4,531 万 2,000 円で、職員の人件費、各種関係団体への負担金、消費税納付金等の経

常経費でございます。現場管理費は1億7,253万8,000円で、需用費として5か所の処理場をはじめ、マンホールポンプ場、雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費、光熱水費、医薬材料費、機器及びマンホールの修繕料費などで5,797万7,000円を。役務費では、警報通報システム経費としての通信電話料等754万7,000円を。委託料では、浄化センターの管理、汚泥処理、水質検査、機器の点検整備等の各委託料として8,757万4,000円を。工事請負費では、管路修繕工事、舗装補修、マンホールポンプ修繕、各施設の機械電気設備の補修工事等として1,890万円などでございます。

事業費におきましては、建設改良費として6億6,872万7,000円を計上し、うち委託料1億1,715万円の主なものは、三日月浄化センター耐震補強設計業務5,500万円、町内の浄化センターの耐水化計画策定業務3,200万円等でございます。工事請負費につきましては5億2,300万円を計上し、佐用浄化センターにおける汚泥集約化に係る前処理施設建設工事のほか、三日月・久崎・上月浄化センターにおける施設改築工事、生活排水処理施設の統廃合に伴う管渠布設工事及び国県道改良工事に伴う管渠移設工事等を実施することといたしております。

公債費につきましては、4億1,293万4,000円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10万円の計上といたしております。

次に、予算第2条の債務負担行為につきまして、ご説明をいたします。予算書3ページの第2表、債務負担行為で、佐用浄化センター汚泥処理設備改築事業及び下水道事業法適用支援業務委託につきまして、地方自治法の規定により、事項、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第3条の地方債について、説明をさせていただきます。同じく3ページの第3表地方債のとおり、特定環境保全公共下水道事業2億9,830万円、公営企業会計適用事業200万円の起債予定額におきまして、地方自治法の規定によりまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第4条、一時借入金について、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を1,000万円と定めております。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第56号、令和3年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億3,437万3,000円に定めております。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

分担金及び負担金につきましては、負担金42万5,000円を計上し、新規加入1件分を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、9,124万5,000円を計上して、現年度分として、浄化槽使用料6,072万5,000円、農業集落排水施設使用料2,942万8,000円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で109万1,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3億4,126万8,000円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金の1,000円を計上しております。

諸収入につきましては、雑入73万4,000円を計上して、検査事務手数料などでございます。

町債につきましては、公営企業会計適用債70万円の計上といたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2億1,434万円を計上して、うち、浄化槽管理費におきましては1億4,397万1,000円で、光熱水費、ブロウ

一交換、漏水修理の修繕料等の需用費に 2,004 万 7,000 円を。合併浄化槽の保守管理点検、11 条検査等の委託料として 1 億 884 万 5,000 円を。公課費として消費税納付額 1,485 万 6,000 円などがございます。

農業集落排水施設管理費におきましては 6,536 万 9,000 円で、一般管理費では、職員の人件費、各種関係機関負担金等の経常経費に 1,918 万 2,000 円を。現場管理費では、処理場等の光熱水費、ポンプ・機器の修繕料等の需用費に 1,499 万 3,000 円。浄化センター施設管理、汚泥処理、機器点検整備等の委託料に 2,351 万 5,000 円を。工事請負費では、汚水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ及び機器設備等の補修工事費 610 万円などがございます。

農業集落排水施設事業費におきましては、500 万円で、管路施設設計業務の委託料 200 万円、国・県道等のマス設置工事の工事請負費 300 万円でございます。

公債費につきましては、2 億 1,993 万 3,000 円を計上し、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費につきましては、10 万円の計上となっております。

次に、予算第 2 条、債務負担行為であります。予算書 3 ページ、第 2 表、債務負担行為で、下水道事業法適用支援業務委託につきまして、地方自治法の規定によりまして、事項、期間、限度額を定めるものがございます。

次に、予算第 3 条、地方債につきまして、同じく 3 ページ、第 3 表の地方債のとおり、公営企業会計適用事業 70 万円の起債予定額におきまして、地方自治法の規定に基づきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものがございます。

次に、予算第 4 条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算案の提案の説明を終らせていただきます。

次に、議案第 57 号、令和 3 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 635 万円といたしております。

まず、歳入からご説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、使用料 611 万円で、グループ用ロッジの使用料収入を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入 8 万円で整備基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、1,867 万 6,000 円で町支弁職員 2 名及び会計年度任用職員 1 名の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定 1,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 8,148 万 3,000 円で、家族用ロッジ利用料と天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出でございます。教育費といたしまして、社会教育費 1 億 596 万 9,000 円でございます。うち、社会教育総務費につきましては 5,518 万 4,000 円、グループロッジ運営費では町施設であるグループロッジの管理運営に伴う費用を 800 万 2,000 円、天文台公園運営費ではグループロッジを除く天文台施設の管理運営のための費用として 4,278 万 3,000 円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費 8 万 1,000 円を計上しております。

予備費につきましては、30 万円の計上となっております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を 1,000 万円と定めております。

以上、西はりま天文台公園特別会計の提案説明を終らせていただきます。

次に、議案第 58 号、令和 3 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営にかかる予算で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 1 億 1,731 万 5,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明させていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 8,592 万 6,000 円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 3,134 万 9,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 4 万円を計上しております。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1 億 1,731 万 5,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 59 号、令和 3 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、広山団地 1 区画、茶屋団地 2 区画の分譲及び、基金造成にかかるものが主な内容で、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 1,708 万 5,000 円といたしております。

まず、歳入から説明させていただきますが、財産収入につきましては、1,698 万 4,000 円で、うち、財産運用収入におきまして 5 万 4,000 円、財産売払収入におきまして 1,693 万円でございます。分譲価格においては、定住を促進するため、若者・子育て世帯を対象とした割引価格を広山団地、茶屋団地に引き続き設定をいたしております。

次に、繰越金につきましては、10 万円でございます。

諸収入につきましては、雑入の 1,000 円を計上しております。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、1,698 万 4,000 円で、主なものは基金費でございます。

予備費につきましては、10 万 1,000 円でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましてご説明をさせていただきます。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 1,000 万円と定めております。

以上で、宅地造成事業特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 60 号、令和 3 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、ご説明をさせていただきます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 448 万円といたしております。

まず、歳入から説明をいたします。

繰越金につきましては、447 万 8,000 円で、諸収入 2,000 円については、町預金利子、雑入それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきまして 91 万 5,000 円で、うち作業道整備事業負担金は 50 万円でございます。

予備費につきましては、356 万 5,000 円といたしております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明とします。

次に、議案第 61 号、令和 3 年度佐用町水道事業会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量であります。給水戸数 1,733 戸、年間総給水量 51 万 2,541 立米、一日平均給水量 1,404 立米、受託工事 1 か所を予定しております。

主要な建設改良事業は、水道管布設及び水管橋架替工事、道路改良に伴う水道管移設工事、老朽機器の更新工事などでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款、水道事業収益におきまして、1億9,953万8,000円で、第1項、営業収益は、水道料金、消火栓維持管理負担金等で1億389万4,000円。第2項の営業外収益は9,563万2,000円で、減価償却費補助分、一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金、預金利息等でございます。第3項は特別利益として1万2,000円を見込んでおります。

支出の第1款、水道事業費用におきまして、2億3,503万4,000円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、メーター検針委託料、漏水、ポンプ等修繕費等で2億2,145万9,000円。第2項の営業外費用は1,334万2,000円で、企業債借入金利息、消費税等でございます。第3項、特別損失として、13万3,000円。第4項は、予備費を10万円、計上をいたしております。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、資本的収入におきまして3億1,689万1,000円で、第1項、企業債は1億8,200万円。第2項、他会計出資金は2,902万2,000円で一般会計特別出資金でございます。第3項の他会計負担金は、消火栓工事にかかるもので一般会計からの負担金300万円。第5項の他会計補助金は、建設改良工事にかかる一般会計からの補助金286万8,000円。第9項、工事負担金1,000円の名目予算。第11項は投資有価証券受入金1億円を予定いたしております。

支出の第1款、資本的支出におきましては3億5,935万5,000円で、第1項、建設改良費は1億9,971万円、その主なものは、双観橋、見土路橋の水管橋架替工事に8,350万円、水道管布設替工事5,210万円、ポンプ更新工事570万円、送配水流量計更新工事等に4,070万円を予定いたしております。第2項の企業債償還金で5,964万5,000円。第3項の投資有価証券購入に1億円を予定いたしております。収入不足額4,246万4,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条の企業債借入金につきましては、借入限度額を1億8,200万円、利率を3%以内に定めております。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度中の借入の限度額を2,000万円と定めているものでございます。

次に、予算書3ページをご覧ください。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費、職員給与及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分492万2,000円、起債利子補助分1,082万8,000円、基礎年金拠出金49万3,000円、建設改良に関するものは286万8,000円、災害復旧債補助分161万円、減価償却費補助分1,223万3,000円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を94万5,000円と定めております。

内容の詳細につきましては、4ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付しておりますので、ご清覧いただきたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計予算案の提案の説明を終らせていただきます。

非常に長くなりましたけれども、以上で、議案第 49 号から議案第 61 号までの令和 3 年度一般会計並びに各特別会計当初予算案の提案の説明を終らせていただきます。

それぞれ、十分ご審議をいただき、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。長時間、ありがとうございました。

議長（石堂 基君） 説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 49 号から議案第 61 号までについては、令和 3 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算に関する案件であります。この件に関しましては、日程第 69 で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号から議案第 61 号については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第 69. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 69、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和 3 年度佐用町一般会計並びに各特別会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 70. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（石堂 基君） 続いて、日程第 70、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において、互選するとなっております。先の全員協議会において協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、予算特別委員会委員長、平岡きぬゑ議員。副委員長、金澤孝良議員。
以上の両議員が選任されましたので報告します。

日程第 71. 委員会付託について

議長（石堂 基君） 続いて日程第 71、委員会付託についてであります。

ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後03時49分 休憩

午後03時51分 再開

議長（石堂 基君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石堂 基君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（石堂 基君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日3月3日、午前10時から一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。最後に、

〔町長「1点だけ、ちょっと修正させていただきたいんです」と呼ぶ〕

議長（石堂 基君） この後でよろしいですか。しばらくお待ちください。

最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。平岡きぬゑ委員長、並びに副委員長、前のほうにお願いします。

予算特別委員長（平岡きぬゑ君） ただ今、予算委員会の特別委員長に選任されました平岡と、

〔金澤君「金澤です」と呼ぶ〕

予算特別委員長（平岡きぬゑ君） 3月8日、月曜日、それから、3月9日、火曜日、いずれも午前9時から予算特別委員会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（石堂 基君） ありがとうございます。

委員長並びに副委員長、どうかよろしくお願いします。

引き続きになりますが、庵途町長より発言の申し出があります。庵途町長。

町長（庵途典章君） 申し訳ございません。

1点、私が、予算書の説明をした中で、間違っておりますので、予算特別委員会の中で修正をさせていただいたらよかったかもしれませんが、いわば簡単な文言の修正でありますので、ここでできれば修正をさせていただきたいと思います。

一般会計の予算の中で、最後の公債費につきまして、元金償還金は「繰越償還」を4億5,000万円を含めというふうに、原稿のほうを書いてありまして、私もおかしいなと思いながら、たくさんありましたので、そのまま読み上げてしまいました。これは当然、「繰上償還」を4億5,000万円を含めということで、繰り越しではありません。「繰上」でございますので、修正をさせていただきます。お願いします。

議長（石堂 基君） ありがとうございます。

本日はこれにて散会します。

午後03時54分 散会
